

市西印 のしおり 福祉の高齢者



印西市マスコットキャラクター

いんざい君

令和 8 年 度
福祉部高齢者福祉課

(令和 8 年 6 月 版)

目 次

I 在宅福祉

1	緊急通報装置設置等サービス事業	1
2	紙おむつ給付サービス事業	3
3	配食サービス	4
4	福祉タクシー	5
5	外出支援サービス	6
6	福祉カー貸付事業	7
7	救急医療情報キット配布事業	7
8	ふれあいバス等無料乗車カード	8
9	補聴器購入費用助成事業	9
10	地域包括支援センター	10

II 生きがい支援

1	介護支援ボランティア制度	11
2	敬老祝事業	12
3	高齢者クラブ	12
4	高齢者就労支援センター	13
5	シルバー人材センター	13
6	いんざい健康ちょきん運動	15
7	老人福祉センター・老人憩いの家	17

III 介護保険以外の福祉施設

1	養護老人ホーム	18
2	生活支援ハウス（ヴォーネン本塾）	18
3	軽費老人ホーム（ケアハウス）	19

IV 税の控除

1	障害者控除対象者認定書の交付	20
2	おむつの医療費控除の証明に係る確認書の交付	20

V 介護保険のサービス

1	介護保険のサービスを受けるまで	21
2	介護保険サービスの利用者負担	22
3	介護保険で利用できるサービス	24
4	介護保険料について	26

VI その他の情報

1	国保年金課のお知らせ（後期高齢者医療制度、国民年金など）	27
2	市民活動推進課のお知らせ（電話 de 詐欺など）	31
3	消費生活センターのお知らせ	40
4	社会福祉課のお知らせ	41
5	社会福祉協議会（主な仕事など）	44
6	成年後見制度に関する事業	46
7	印西市内の医療機関	47

高齢者在宅福祉サービス一覧 (介護保険対象外のサービス)

サービス名	ページ掲載	対 象 条 件		
		65歳以上	介 護 度	そ の 他
緊急通報装置設置等サービス	1	●		高齢者のみの世帯
紙おむつ給付サービス	3		要介護2・3・4・5	印西市介護保険の被保険者
配食サービス	4	●		高齢者(調理困難)のみの世帯等
福祉タクシー	5		要介護1・2・3・4・5	印西市介護保険の被保険者
外出支援サービス	6	●	要支援・要介護認定者	介助なしでは公共交通機関の利用が困難な方
福祉カー貸付	7	●		
救急医療情報キット	7	●		高齢者世帯
ふれあいバス無料乗車カード	8	70歳以上		印西市に住民登録のある方
補聴器購入費用助成	9	●		医師により補聴器の必要性が証明されている方

※サービスにより、その他の条件がある場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

高齢者の福祉サービスや 介護保険のお問い合わせは下記へ…

問合せ先		電話(直通)	Fax
高齢者福祉課	生きがい支援係	33-4592	40-3881
	包括支援係	33-4593	
	介護保険係	33-4623	
	介護認定給付係	33-4624	
地域包括 支援センター ※担当地域等の 詳細は10ページ をご覧ください。	印西北部	85-4085	85-4086
	印西南部	37-3120	37-3121
	船穂	29-4001	29-4002
	印旛	33-7062	33-7063
	本埜	85-4845	85-4846

I 在宅福祉

1 緊急通報装置設置等サービス事業

市内に居住するひとり暮らしの高齢者（65歳以上の方）、又は高齢者世帯の方で、緊急事態に備えた通報装置の設置を希望する方に、緊急通報装置を貸与します。

※高齢者世帯：高齢者のみの世帯及び高齢者を含む世帯で、高齢者を除く世帯全員が就労等のため1日8時間以上長時間不在となる日が月に20日以上ある世帯。

【サービス内容】

緊急通報装置を自宅に設置し、受信センター（ALSOKあんしんケアサポート）が24時間体制で相談や緊急事態発生等の通報を受信し対応するシステムです。

また、毎月、受信センターから「お伺い電話」として利用者へ電話連絡をし、安否確認を行います。

緊急通報装置は、電話回線を使用する固定型装置と、電話回線がなくても利用可能な通信機能搭載型の装置、2種類からお選びいただけます。

【費用負担】

利用者世帯の区分	利用料（1か月当たり）
市町村民税非課税世帯 生活保護世帯	0円
市町村民税課税世帯	930円

◎利用者世帯の区分については、前年分の課税状況により毎年7月に見直しを行い、決定、通知します。

※利用料は銀行口座引き落としにより直接業者に支払っていただきます。

【申請に必要なもの】

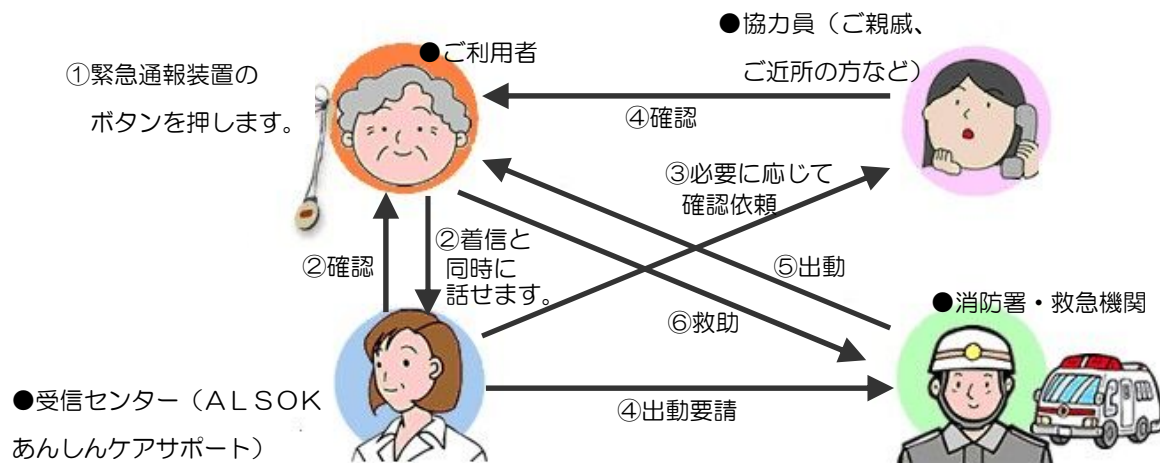
- ・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課に備付）
- ・誓約書
- ・協力員承諾書（最低2名の方が必要となります。）
- ・市町村民税の課税状況がわかる書類（例：市町村民税納税通知書など）
（申請年の1月1日に印西市に住所を有しない方のみ）

※協力員とは…緊急事態が発生した場合、必要に応じてALSOKあんしんケアサポートから利用している方の状況確認依頼が入ります。その際、利用者ご本人の状況確認のため駆け付けていただく方です。※警備員が駆け付けるサービスではありませんのでご注意ください。

【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116 (直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (本埜支所1階)	97-1111 (直)

サービスのしくみ



- ・緊急通報装置を自宅に設置します。ペンダント型の通報装置は首から掛けるなどして常に身に付けてください。
- ・24時間、看護師と相談員が受信センターに待機し、相談・通報に対応します。
- ・現状確認が必要な場合は、協力員の方に確認をお願いします。
緊急時には、受信センターが消防署や医療機関に速やかに連絡します。
- ・毎月1回、受信センターから安否確認の電話があります。
旅行などで長期間留守にする場合には、事前に受信センターへ連絡してください。

<協力員の方へは次のことをお願いしています。>

☆受信センターから連絡があった場合に、現状確認をお願いします。

※鍵が施錠されていた場合は、その旨を受信センター又は現場に駆け付けたレスキュー隊に報告してください。協力員の方が窓や扉を破壊して進入する必要はございません。

☆なるべく普段から利用者の方に声をかけたり、お話ししたりして、見守りの意識をお持ちください。

☆緊急事態発生時は受信センターへ連絡してください。

☆普段から利用者の方と親交が深く、カギなどを預かっている場合は、室内への安否確認を依頼する場合があります。

☆常に待機していただく必要はありません。

2 紙おむつ給付サービス事業

印西市介護保険の被保険者で、要介護認定で**要介護2・3・4・5**のいずれかに認定され、かつ、常におむつを使用する必要のある方（念のため時々使用する方は対象外）に紙おむつを給付します。
※入院中の方及び特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院に入所中、ショートステイに30日を超えて入所する方は利用できません。

【サービス内容】

- ・月1回（※配達は委託業者が行います。配達先は印西市内に限ります。）
※紙おむつは、申請のあった日の属する月の翌月分から給付します。

【給付内容】

給付を希望する種類の数に応じて、次のAパターンまたはBパターンの上限数以内で希望の商品をパック単位で給付します。

Aパターン	1種類の商品を注文する場合、商品一覧表のA欄に記載されている上限パック数までの注文になります。
Bパターン	2種類の商品を組み合わせで注文する場合、商品一覧表のB欄に記載されている上限パック数までの組み合わせになります。※3種類以上の組み合わせはできません。

【申請に必要なもの】

- ・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課に備付）

【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116 (直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (本埜支所1階)	97-1111 (直)

※商品一覧につきましては「印西市紙おむつ給付サービスのご案内」または、市のHPをご覧ください。2次元コードより市のHPをご覧ください。



【ちば電子申請サービスでの申請について】
以下の2次元コードより申請することができます。



3 配食サービス

市内に居住するおおむね65歳以上で、身体的、環境的な理由から調理が困難なため在宅での生活に支障のある次の方に配食サービスを実施します。

- ・ 要援護高齢者のみの世帯
- ・ 障がいのある人のみの世帯
- ・ 障がいのある人と高齢者のみで構成される世帯

【サービス内容】

夕食を自宅にお届けするとともに安否確認を行います。

夕食のお届け時間帯は午後2時から午後6時30分ぐらいの間で、時間の指定はできません。

安否確認のため、原則手渡しとなります。

【実施回数】

月曜日から日曜日の週7日以内で、1人1日につき夕食の1食となります。

【費用負担】

利用者世帯の区分	利用料（1食当たり）
生活保護世帯	400円
その他の世帯	500円

※利用料は銀行振り込みなどにより直接業者に支払っていただきます。

【申請に必要なもの】

- ・ 申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課に備付）

※利用の前に食生活の状況等について聞き取りを行います。

【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116 (直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (本埜支所1階)	97-1111 (直)

4 福祉タクシー

市内に居住し住所を有する方で、要介護認定で**要介護 1・2・3・4・5**のいずれかに認定された方（印西市介護保険の被保険者）に福祉タクシー利用券を交付し、乗車料金を一部助成します。

※障害者手帳をお持ちの方はご相談ください。

※特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院に入所中の方は、利用できません。

【サービス内容】

福祉タクシー利用券を交付し（1年度当たり30枚）、乗車料金の2分の1の額（10円未満切り上げ）を助成します。ただし、1回当たり1,000円が限度。

【福祉タクシー利用券の利用方法、注意事項】

☆タクシーを降りる際、運転手に利用券を渡し、助成金（乗車料金の半額、ただし上限1,000円）を差し引いた額をお支払いください。

☆家族等の介護者の同乗は差し支えありません。

☆乗車1回につき1枚のご利用となります。

☆紛失などによる、利用券の再発行はできません。

【福祉タクシー利用券について】

① A票、B票は利用者が記入してください。

②料金を支払うときにB票・C票を運転者に渡してください。

③助成額を引いた利用者負担額を支払ってください（C票 利用者負担額）。

④A票は本人の控えになります。

A票
B票
C票

【申請に必要なもの】

- ・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課に備付）

【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116 (直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (本埜支所1階)	97-1111 (直)

5 外出支援サービス

市内に居住し住所を有する65歳以上の要支援・要介護認定者の方で、介助なしでは公共交通機関(電車・バス・タクシー)を利用することが困難な方に、移送サービスを実施します。

【利用目的】

利用できるのは次の場所への送迎です。

※送迎の範囲は印西市内と近隣市町村で片道がおおむね20km以内。

ア、医療機関 イ、市役所などの市の施設 ウ、在宅福祉サービスを提供する施設、場所
エ、その他市が必要と認めた場所

※買い物には使用できません。

【運行日及び時間】

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。

土・日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)はお休みです。

※利用日の1か月前から5日前までの間に予約が必要です。

【実施回数】

1人当たり週1回

【費用負担】

区 分	金 額	備 考
基 本 料 金	1回当たり 1,000円	2時間まで
迎 車 料 金	1回当たり 500円	
超 過 料 金	30分ごとに 400円	30分未満は切り上げ
運 行 料 金	1キロメートル当たり 30円	

※ 利用料は降車時に直接運転手に支払っていただきます。

【申請に必要なもの】

- ・申請書(高齢者福祉課、各支所市民サービス課に備付)
- ・確約書

※利用前に、状況の聞き取りを行います。

・予約先

印西市社会福祉協議会(木下南2-10-6)

TEL 42-0294

【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116 (直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (本埜支所1階)	97-1111 (直)

6 福祉カー貸付事業

市内に居住する、車いすでの移動が必要な高齢者又は障がいのある人の介助をされる方に、車いす仕様車（トヨタシエンタ・運転者ほか3人同乗可）を無料で貸し出します（運転者の手配はできません）。

利用は事前に申し出のあった方を優先しますので、電話にて貸出し状況をご確認ください。また、初めて利用する方については、福祉カーの利用方法について説明を行いますので、事前に高齢者福祉課生きがい支援係までご来庁ください。

【貸出費用】 無料。返却時に燃料を満タンにしてお返しください。

【貸出期間】 2日以内

【申請に必要なもの】 ・申請書（高齢者福祉課、障がい福祉課に備付）
・運転者の運転免許証の写し

【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
障がい福祉課 給付係		33-4639 (直)

7 救急医療情報キット配布事業

高齢者や障がいのある人の安全と安心を図るため、市内に住所を有する65歳以上の高齢者世帯の方などで、配布を希望される方に救急医療情報キットを無料で配布いたします。

救急医療情報キットとは、かかりつけ医や持病などの情報を専用の用紙に記入し、筒状の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、救急隊が救急活動中に必要と判断した時に、救急医療情報キットの情報を迅速な救急活動に役立てるものです。

【申請に必要なもの】

・申請書（高齢者福祉課、障がい福祉課、各支所市民サービス課に備付）

【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
障がい福祉課 支援係		33-4136 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116 (直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (本埜支所1階)	97-1111 (直)

8 ふれあいバス等無料乗車カード

高齢者の移動手段の確保と社会参加の促進を図り、高齢者福祉の向上に資することを目的として、70歳以上の方を対象に「高齢者ふれあいバス等無料乗車カードFUREICA(フレアイカ)」を交付します。

【サービス内容】

- ・カードの提示により、ふれあいバスの料金が**無料**になります。
(宗像路線・六合路線・印旛学園線運行区間も対象となります。)

【対象者】

- ・印西市内に住民登録のある70歳以上の方。

【申請に必要なもの】

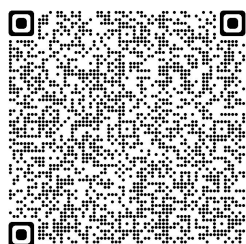
- ・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課及び各出張所に備付）

【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2	33-4592 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25	98-1116 (直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587	97-1111 (直)
中央駅前出張所	中央南1-4-3	46-1011 (直)
牧の原出張所	原1-2	47-1111 (直)
小林出張所	小林北5-1-6	97-0002 (直)
船穂出張所	船尾786-1	46-0002 (直)
平賀出張所	平賀928	80-3811 (直)
岩戸出張所	岩戸1699	80-5911 (直)
滝野出張所	滝野3-4	80-8181 (直)

【ちば電子申請サービスでの申請について】

以下の2次元コードより申請することができます。



9 補聴器購入費用助成事業

補聴器の購入費用を最大2万円まで助成します。

医師により、補聴器が必要であることを証明された方に、購入費用の助成を行うものです。

【助成要件】

- ・65歳以上であること。
- ・申請時点、補聴器購入時点の両方で市内に住民票があり、居住していること。
- ・医療機器認定を受けている補聴器であること。
- ・補聴器購入日から1年以内の申請であること。
- ・医師により、補聴器が必要であることを証明された方であること。

※医師の証明書は補聴器の購入前に取得してください。

※聴覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方は対象外となります

※助成は一人につき1回まで

【申請に必要なもの】

- ・申請書（高齢者福祉課、各支所市民サービス課及び各出張所に備付）
- ・医師により補聴器が必要であることの証明書（様式は申請書と同様に備付）
- ・領収書の写し（品名、金額、購入日が明記され、本人宛名となっていること。）

※いずれの書類も、65歳を迎えてからご準備ください。

【申請先・相談窓口】

相談窓口	所在地	電話番号
高齢者福祉課 生きがい支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4592 (直)
印旛支所 市民サービス課 市民福祉係	美瀬1-25 (ふれあいセンターいんば1階)	98-1116 (直)
本埜支所 市民サービス課 市民福祉係	笠神2587 (本埜支所1階)	97-1111 (直)

※申請の流れをご確認したい方は、市のHPの「フローチャート図」をご覧ください。
2次元コードより市のHPをご覧ください。



10 地域包括支援センター

地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、高齢者のみなさんの支援を行います。互いに連携をとりながら「チーム」として総合的にみなさんを支えます！

なんでもご相談ください

高齢者のみなさんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、なんでもご相談ください。

さまざまな方面からみなさんを支援します

みなさんを支える地域のケアマネジャーの支援のほか、高齢者のみなさんにとって暮らしやすい地域にするために、様々な関係機関とのネットワークづくりに力を入れます。

悩んでいること、不安なこと、ありませんか？

ひとりで悩まず、ご相談ください。

私たちが、お手伝いします！

自立して生活できるよう支援します

介護保険で要支援と認定された方および、基本チェックリストで対象となった方に、介護が必要な状態にならないように、自立に向けた支援を行います。

みなさんの権利を守ります

高齢者のみなさんが安心していきいきと暮らすために、みなさんの持つ様々な権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待の早期発見や介護者への支援、消費者被害の相談に対応します。必要に応じて、専門の機関を紹介します。

※ご相談は、お住まいの地域の各地域包括支援センターへ

名称・所在地	担当地区	電話番号
印西北部地域包括支援センター 大森 2551-4	木下・木下南・竹袋・別所・宗甫・木下東・平岡・小林 小林北・小林浅間・小林大門下・大森・鹿黒・鹿黒南 亀成・発作・相嶋・浅間前・浦部・浦部村新田・白幡 浦幡新田・高西新田・小倉・和泉・牧の台	85-4085
印西南部地域包括支援センター 中央南 1-4-3 コスモスパレット(中央駅前地域 交流館)パレットⅡ内	小倉台・大塚・牧の木戸・木刈・武西学園台 戸神台・中央北・中央南・内野・原山・高花	37-3120
船穂地域包括支援センター 草深 924 そうふけふれあいの里内	武西・戸神・船尾・松崎・松崎台・結縁寺 多々羅田・草深・東の原 西の原・原・泉・泉野	29-4001
印旛地域包括支援センター 美瀬 1-25 (印旛支所分庁舎内)	瀬戸・山田・平賀・平賀学園台・吉高・萩原・松虫 岩戸・師戸・鎌苅・大廻・造谷・つくりや台・吉田 美瀬・舞姫・若萩	33-7062
本埜地域包括支援センター 笠神 2587 (本埜支所内)	中根・荒野・角田・竜腹寺・惣深新田飛地・滝・物木・笠神 行徳・川向・下曾根・中・萩埜・桜野・押付・佐野屋・和泉屋 甚兵衛・立埜原・松木・中田切・下井・長門屋・酒直ト杭 安食ト杭・将監・本埜小林・滝野・みどり台・牧の原	85-4845

Ⅱ 生きがい支援

1 介護支援ボランティア制度

高齢者の介護予防のため、介護保険施設などでのボランティア活動等に参加した高齢者にポイントを付与し、そのポイント数に応じて交付金を交付する制度です。

【対象者】

市内に居住する65歳以上の方（印西市介護保険第1号被保険者）。

【利用の流れ】

① ボランティア登録（随時）

印西市社会福祉協議会にボランティア登録をして、「介護支援ボランティアカード」を受け取ります。

② 受入施設、ボランティア活動

印西市社会福祉協議会から紹介を受けた介護保険施設などで、活動を行います。

③ スタンプ押印

活動を行った施設でカードにスタンプを押してもらいます。

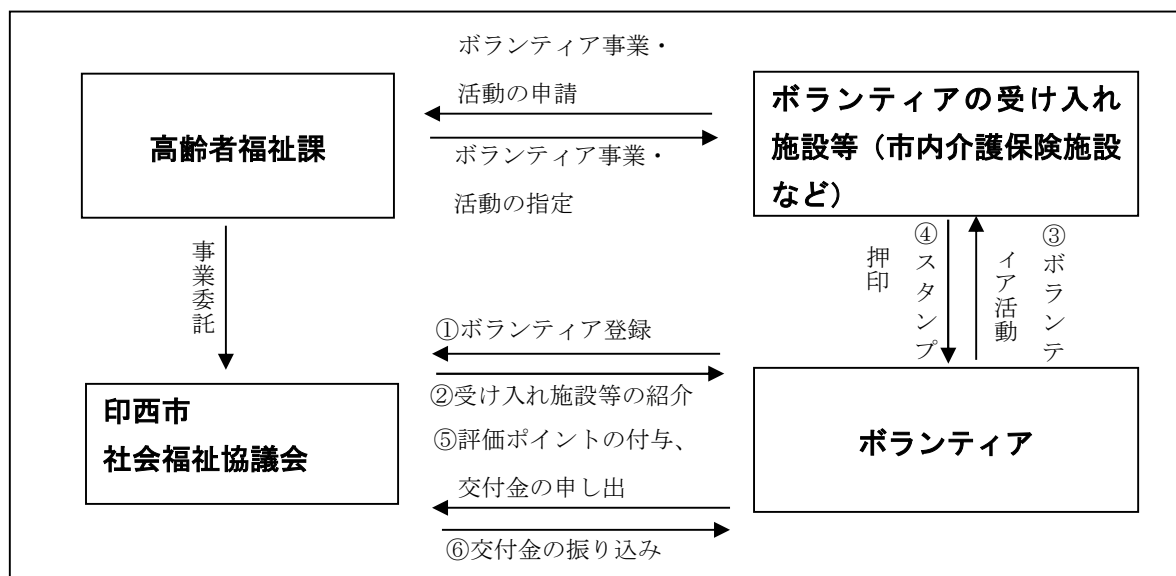
※1時間程度の活動で1スタンプとし、1日2スタンプが上限です。

④ 評価ポイントの付与及び交付金の申し出

翌年度、印西市社会福祉協議会にボランティアカードを提示し評価ポイントもらい、そのポイントを交付金に換える手続きをしてください。

⑤ 交付金の振り込み

評価ポイント数に応じた交付金を指定された金融機関の口座に振り込みます。



【交付金】

年間5,000円以内

【相談窓口】

《制度について》

印西市 高齢者福祉課 生きがい支援係（市役所1階）

TEL 33-4592（直） FAX 40-3881

《ボランティア登録について》

印西市社会福祉協議会 TEL 42-0294 FAX 42-0338

2 敬老祝事業

敬老祝金

毎年9月15日に市内に居住し、かつ、住所を有する方で、その年の4月1日から翌年3月31日までの間に、満100歳を迎える方に祝い金（30,000円）を支給します。

米寿記念品の贈呈

毎年9月15日に市内に住所を有する方で、その年の4月1日から翌年3月31日までの間に、米寿（88歳）を迎える方に記念品を贈呈します。

【問い合わせ】

印西市 高齢者福祉課 生きがい支援係（市役所1階）

TEL 33-4592（直） Fax 40-3881

3 高齢者クラブ

高齢者の生きがいと社会参加を目的に設立された団体で、市内各地域に構成されています。主にグラウンド・ゴルフやパークゴルフ等の健康増進、芸能大会や作品展等の文化教養、クリーン活動や安心パトロール、世代間のふれあい事業等の社会奉仕活動を行っています。

あなたも高齢者クラブで楽しい仲間を増やしませんか。

※加入対象者…市内に居住するおおむね60歳以上の方

【問い合わせ】

高花老人福祉センター（高花二丁目1番地5）

TEL 47-2112 Fax 47-2655

4 高齢者就労支援センター

高齢者の生きがいの充実や社会参加を促進し、働く意欲のある高齢者が自立した生活ができるよう、就労に必要な技能の習得、教養の向上を支援するとともに、就労情報の収集・提供を行っています。

【問い合わせ】

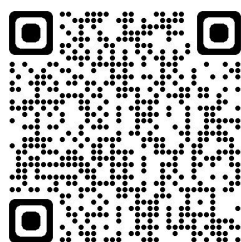
印西市高齢者就労支援センター

印西市浦部 5 5 7

TEL 3 3 - 7 5 8 5 Fax 3 3 - 7 5 8 6

【ホームページについて】

以下のQRコードよりホームページを閲覧いただけます。



5 シルバー人材センター

高齢者の豊富な経験や知識などを活かすことによって、生きがいと社会参加を目的に設立された団体で、働く意欲をもつ高齢者に日常生活に密着した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な仕事を確保し提供することにより高齢者の就業機会の増大を図ります。

※会員の要件…市内の60歳以上の心身共に健康で働く意欲がある方

次ページに記載の入会説明会にご参加ください。

※入会手続きに必要なもの…入会申込書、顔写真(3×2.5cm)1枚、就業承諾書、本人名義の預金通帳、印鑑、年会費3,600円

※年度途中の入会は月割になります。

【受付窓口】

公益社団法人 印西市シルバー人材センター

印西市浦部 557

TEL 2 9 - 4 4 6 8 Fax 2 9 - 4 4 1 8

令和8年度（公社）印西市シルバー人材センター入会説明会日程

年	月日	曜日	時間	場所	
2026年	4月9日	木	10：00～	コスモスパレット（中央駅前地域交流館）	パレットⅠ講座室2
	4月21日	火	10：00～	そうふけ公民館	3F研修室1
	5月14日	木	10：00～	コスモスパレット（中央駅前地域交流館）	パレットⅠ講座室2
	5月22日	金	10：00～	中央公民館	3F学級講座室
	6月10日	水	10：00～	コスモスパレット（中央駅前地域交流館）	パレットⅠ講座室2
	6月26日	金	10：00～	そうふけ公民館	3F研修室1
	7月7日	火	10：00～	コスモスパレット（中央駅前地域交流館）	パレットⅠ講座室2
	7月23日	木	10：00～	中央公民館	3F学級講座室
	8月21日	金	10：00～	コスモスパレット（中央駅前地域交流館）	パレットⅠ講座室2
	8月25日	火	10：00～	本埜公民館	2F団体研修室3
	9月9日	水	10：00～	コスモスパレット（中央駅前地域交流館）	パレットⅠ講座室2
	9月17日	木	10：00～	そうふけ公民館	3F研修室1
	10月8日	木	10：00～	コスモスパレット（中央駅前地域交流館）	パレットⅠ講座室2
	10月22日	木	10：00～	中央公民館	3F学級講座室
	11月13日	金	10：00～	コスモスパレット（中央駅前地域交流館）	パレットⅠ講座室2
	11月18日	水	10：00～	そうふけ公民館	3F研修室1
	12月9日	水	10：00～	コスモスパレット（中央駅前地域交流館）	パレットⅠ講座室2
	12月22日	火	10：00～	中央公民館	3F学級講座室
2027年	1月14日	木	10：00～	コスモスパレット（中央駅前地域交流館）	パレットⅠ講座室2
	1月27日	水	10：00～	中央公民館	3F学級講座室
	2月9日	火	10：00～	コスモスパレット（中央駅前地域交流館）	パレットⅠ講座室2
	2月17日	水	10：00～	小林公民館	集会室1
	3月12日	金	10：00～	コスモスパレット（中央駅前地域交流館）	パレットⅠ講座室2
	3月24日	水	10：00～	そうふけ公民館	3F研修室1

（公社）印西市シルバー人材センター
TEL：0476-29-4468

6 いんざい健康ちょきん運動

住み慣れた地域でグループをつくり、住民主体の自主活動として、「おもり」と「バンド」を使った筋力運動を地域の方と行います。

筋力運動は誰にでもできる簡単な運動で、歌をうたいながら体を動かします。高齢者福祉課では、物品貸与や運動の指導、活動の支援を行っています。

【ちょきん運動が目指すもの】

1. 健康づくり

筋力運動により体力の維持・向上を図り、日々の生活を楽しむことができる体づくりを目指します。

2. 地域づくり

住民の方々が、住み慣れた地域で、顔なじみの人たちとの生活を維持できる、『活気と団結力のある地域のつながりが強いまち』を目指します。

【住民主体の活動とは…】

参加される住民の方々が主体となって運営します。参加される方々で話し合いながら、進めていきます。参加者一人ひとりが、無理のない範囲でできることをしていくことで、仲間づくり・地域づくりにつながります。

相談や支援が必要な時は、高齢者福祉課が相談に応じたり、共に考えるなど支援を行っていきます。その他にも運動の方法、すすめ方の指導や、おもり・バンドの物品貸与などの支援をします。



詳しくは、次のページにご案内の
チラシを掲載していますので、
ご覧ください！

♪ いんざい健康ちょきん運動 ♪

健康づくり・地域づくりを目的とした**住民主体の活動**です。
おもりとバンドを使って、**誰にでもできる筋力運動**を行います。
おもりは、自分で調整でき、歌をうたいながら、体を動かします。
週1回、歩いていける集会所などに集まり、**地域の方**と行います。



おもり・バンド

最初は「おもり」なしで運動し、
1本ずつ増やしていきます。

ちょきん運動の一例

腕を前に上げる運動



椅子からの立ち上がり



脚の後ろ上げ運動



印西市ホームページ
掲載中！



《おすすめ方》

- 1 地区でグループをつくり、会場に集まって行います。
最初は、プログラムにそって市職員等が指導を行い、サポーターが支援しますが、
徐々に皆様で運営をしていただきます。
- 2 運動は、継続して3か月間実施します。
- 3 3か月間後、今後もグループが運動を継続して実施するかを判断していただきます。

《市からの貸与》

① おもりとバンド ②CD ③歌詞カード ④記録冊子

《グループで準備していただくもの》

会場の借用と①血圧計 ②CDデッキ ③いす

地区によっては、すでに
グループが立ち上がっている
所もあります。
入会・受入状況に限りがある
場合もありますので、
詳しくはお問い合わせくだ
さい。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

印西市 高齢者福祉課 包括支援係

電話：33-4593（直通）



グループ一覧表
はこちらから ➡



7 老人福祉センター・老人憩いの家

◎老人福祉センター

高齢者の方の健康の増進、教養の向上やレクリエーションのための場の提供、講座などを開催し、高齢者の方が健康で明るい生活を営むことに寄与することを目的とした施設です。

施設名	所在地・電話	開所時間	休館日
中央老人福祉センター (総合福祉センター内)	竹袋 6 1 4 - 9 Tel 4 2 - 0 1 4 4 Fax 4 2 - 0 1 4 6	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	毎週月曜日 祝日・年末年始
そうふけ老人福祉センター (ふれあい文化館内)	原 3 - 4 Tel 4 5 - 3 8 0 0 Fax 4 5 - 7 1 7 4		
高花老人福祉センター (保健福祉センター内)	高花 2 - 1 - 5 Tel 4 7 - 2 1 1 2 Fax 4 7 - 2 6 5 5		毎週日曜日 祝日・年末年始

【利用対象者】

市内に居住する 6 0 歳以上の方など。

【利用料】

市内に居住の方は無料。市外に居住の方は 1 人 1 日 5 0 0 円。

※入浴施設（中央老人福祉センター） 1 回 1 0 0 円。

※印西市総合福祉センター保全改修工事のため、中央老人福祉センターは令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間は休所します。

◎老人憩いの家

教養の向上やレクリエーションなどのための場の提供をする施設です。

施設名	所在地・電話	開所時間	休館日
滝野シルバールーム (本埜ファミリー館内)	滝野 3 - 4 Tel 8 0 - 8 1 8 1 Fax 8 0 - 8 1 8 2	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	毎週月曜日 祝日・年末年始

【利用対象者】

市内に居住する 6 0 歳以上の方など。

【利用料】

無料。

Ⅲ 介護保険以外の福祉施設

1 養護老人ホーム

65歳以上の方であって、身体の衰えや家庭の事情、経済的な理由により居宅での生活が困難で、施設入所の必要がある方が入所することができます。

【入所の要件】

下記の経済的要件と環境的要件の両方を満たすことが必要です。

経済的要件

ア、入所希望者本人のいる世帯が生活保護を受けている。

イ、入所希望者本人のいる世帯の生計中心者が、市町村民税非課税又は均等割のみ課税されている。

ウ、災害などのためアやイと同じ状態になった。

環境的要件

ア、心身上の障害のため日常生活を送ることが困難であるか、世話をしてくれる方がいない。

イ、家族などの折り合いが悪く入所希望者の心身を害する。

ウ、住むところがない、または住まいがあっても極めて環境が悪い。

【費用負担】

- ・入所者本人…年金など前年の収入に応じて費用が徴収されます。
- ・扶養義務者…前年度分の課税状況に応じて費用が徴収されます。

【相談窓口】

印西市 高齢者福祉課 生きがい支援係（市役所1階）

TEL 33-4592（直） Fax 40-3881

2 生活支援ハウス（ヴォーネン本塾）

60歳以上の方であって、高齢のため独立して生活することに不安があり、見守りを必要とする方が入居できる施設（ヴォーネン本塾：印西市笠神1620）です。

【入居の要件】

《対象者》

市内に居住し住所を有する方で下記のいずれかに該当する方。

ア、ひとり暮らしの方。

イ、高齢者のみの世帯の方。

ウ、家族による援助を受けることが困難な方。

《身体条件》 支援ハウス内で自立した生活を送ることができる方。

《その他》 経済的に他の生活施設などの利用が困難である方。

【費用負担】

年金など前年の収入に応じて費用が徴収されます。

その他食費、光熱費などの実費（1か月約65,000円）は全額自己負担。

【相談窓口】

印西市 高齢者福祉課 生きがい支援係（市役所1階）

TEL 33-4592（直） Fax 40-3881

3 軽費老人ホーム(ケアハウス)

◎軽費老人ホームA型

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者の方を対象に、低額な料金で給食、その他日常生活上必要な便宜を図る施設です。

【入居の要件】

次の条件をすべて満たす方

- ・ 60歳以上の方。
- ・ 健康で他人の介護を必要としない方。
- ・ 身寄りのない方、または家庭の事情などにより家族と同居できない方。
- ・ 利用料を負担する能力があり、月収は基本利用料の2倍以下の方。
- ・ 身元保証のある方。

【入居するには】

施設と入居を希望する方の契約による入居ですので、直接施設へお問い合わせください。

【市内の施設】

施設名	所在地	電話
よ し き り	印西市瀬戸1844-2	0476-98-0281

◎ケアハウス

年齢が60歳以上で、身体的には比較的自立しているものの、自炊できない程度の機能低下があり、高齢や健康面から独立した生活をするには不安があるという方で、利用料の負担能力がある人が入居できる施設です。

居室は原則個室で、トイレ（ミニキッチンがある場合もあります）など完備されています。

【利用料】

入居の際の保証金、生活費、管理費、冬期加算、事務費などがかります。

事務費は収入によって負担額が変わります。

利用料については直接施設へお問い合わせください。

【入居するには】

施設と入居を希望する方の契約による入居ですので、直接施設へお問い合わせください。

【市内のケアハウス】

施設名	所在地	電話
ゴールドヴィラ大森	印西市大森2214	0476-42-8155

Ⅳ 税の控除

1 障害者控除対象者認定書の交付

65歳以上で**障害者手帳をお持ちでない要支援・要介護認定者の方**で、一定の条件に該当すると、所得税等の障害者控除の対象になる場合があります。控除を受けるためには、障害者控除対象者認定書が必要となります。認定書の申請など、詳しくは下記までお問い合わせください。

2 おむつの医療費控除の証明に係る確認書の交付

現在介護保険法に基づく要介護認定を受けている方には、申し出により要介護認定の資料として用いた主治医意見書を基に、「寝たきり度」や「尿失禁の発生可能性」を確認した書類を交付しています。

この書類は所得税等の医療費控除を受けるために必要な、おむつ使用証明書に代わるものです。医療費控除を受けるためには、おむつ代の領収書も必要となります。

確認書の交付には、一定の要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

※要介護認定を受けていない方は、主治医が作成したおむつ使用証明書が必要になります。

【認定書・確認書の交付について】

印西市 高齢者福祉課 介護認定給付係（市役所1階）

Tel 33-4624（直） Fax 40-3881

【税の控除に関する問い合わせ】

印西市 課税課 市民税係（市役所2階）

Tel 33-4443（直） Fax 40-3015

V 介護保険のサービス

1 介護保険のサービスを受けるまで

① 申請する

サービスの利用希望者は、高齢者福祉課、印旛支所及び本埜支所の窓口で「要介護認定」の申請をします。申請は本人又は家族が行いますが、居宅介護支援事業者や地域包括支援センターなどに代行してもらうこともできます。

② 訪問調査・医師の意見書

認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状況などについて聞き取りなどの調査を行います。また、市の依頼により、ご本人の主治医が心身の状況について意見書を作成します。

③ 審査・判定

訪問調査の結果と医師の意見書を基に、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が判定されます（要介護1～5、要支援1・2。非該当（介護を必要とする状態ではない）となる場合もあります）。

④ 認定結果の通知

原則、申請から30日以内に、市から認定結果通知書と、結果が記載された被保険者証が届きます。

- ・要介護1～5…介護サービスを利用できます。
- ・要支援1・2…介護予防サービスを利用できます。
- ・非該当…必要と認められれば、市で行う介護予防事業が利用できます。

⑤ 介護サービス計画(ケアプラン)作成

要介護1～5と認定された方は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと一緒に、どのようなサービスをどのくらい利用するかという介護サービス計画（ケアプラン）を作る必要があります。

要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センター又は介護予防支援事業所のケアマネジャーと一緒に、介護予防ケアプランを作る必要があります。

そのため、まずはどのケアマネジャーにお願いするかを決めて、連絡を取るようにしてください。

⑥ サービスを利用する

サービス事業者には被保険者証を提示して、ケアプランに基づいたサービスを利用します。利用者負担は原則費用の1割、2割又は3割です。

※サービス内容は次ページ参照。

【お問い合わせ】

- 印西北部地域包括支援センター
Tel 85-4085（直） Fax 85-4086
- 印西南部地域包括支援センター
（コスモスパレット（中央駅前地域交流館）パレットⅡ内）
Tel 37-3120（直） Fax 37-3121
- 船穂地域包括支援センター（そうふけふれあいの里内）
Tel 29-4001（直） Fax 29-4002
- 印旛地域包括支援センター（印旛支所分庁舎内）
Tel 33-7062（直） Fax 33-7063
- 本埜地域包括支援センター（本埜支所内）
Tel 85-4845（直） Fax 85-4846
- 高齢者福祉課 介護認定給付係（市役所1階）
Tel 33-4624（直） Fax 40-3881

2 介護保険サービスの利用者負担

サービス利用に際しては、かかった費用の **1 割、2 割または 3 割** を利用者が負担します。

■介護保険(介護給付・予防給付)の支給限度額

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区別に、保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。

◎ 在宅サービスの1カ月の支給限度額

要介護状態区分	支給限度額
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

■自己負担が高額になったとき(高額介護サービス費の支給)

同じ月に利用したサービスの 1 割、2 割または 3 割の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計額）が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

★施設サービスの利用者は居住費・食費を自己負担します

施設でのサービス利用者は、サービス費用の 1 割、2 割または 3 割に加えて、食費の全額と居住費（滞在費）、日常生活費を自己負担します。

※低所得の方の施設利用が困難とならないよう、次ページの利用者負担段階に該当する方は、所得に応じた自己負担限度額が設けられており、高齢者福祉課に申請して「介護保険負担限度額認定証」を受けることで、限度額までを自己負担し、基準費用額との差額は介護保険から給付されるようになります。

負担限度額（日額）

利用者 負担 段階		所得の状況	預貯金等の 資産 ^{※1} の状況	居 住 費（滞 在 費）等				食費	
				多床室	従来型個室	ユニット型 個室の 多床室	ユニット型個室	施設 サービス	短期入所 サービス
世帯全員市民税非課税	1	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下	0 円	5 5 0 円 (3 8 0 円)	5 5 0 円	8 8 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円
	2	本人の年金収入（非課税年金を含む） ＋その他の合計所得金額の合計額が 82.65 万円以下 [※] の者	単身：650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下	4 3 0 円	5 5 0 円 (4 8 0 円)	5 5 0 円	8 8 0 円	3 9 0 円	6 0 0 円
	3 ①	本人の年金収入（非課税年金を含む） ＋その他の合計所得金額の合計額が 82.65 万円超 120 万円以下 [※] の者	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下	4 3 0 円	1, 3 7 0 円 (8 8 0 円)	1, 3 7 0 円	1, 3 7 0 円	6 8 0 円	1, 0 3 0 円
	3 ②	本人の年金収入（非課税年金を含む） ＋その他の合計所得金額の合計額が 120 万円超の者	単身：500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下	5 3 0 円 【4 3 0 円】	1, 4 7 0 円 (9 8 0 円)	1, 4 7 0 円	1, 4 7 0 円	1, 4 2 0 円	1, 3 6 0 円
基 準 費 用 額 (施設における一日当たりの食費・居住費の平均的な費用を 勘案して定める額)				6 9 7 円 【4 3 7 円】 (9 1 5 円)	1, 7 2 8 円 (1, 2 3 1 円)	1, 7 2 8 円	2, 0 6 6 円	1, 5 4 5 円	

- （ ）内は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の金額です。
 - 【 】内は老健・医療院等で室料を徴収しない場合の金額です。
 - 年金収入額とは、課税年金収入額と非課税年金収入額（遺族年金や障害者年金等）の合計金額になります。
 - 上記段階に該当しない方で施設サービスを利用している方の居住費や食費は、施設によって金額が異なりますので、ご利用施設に直接お問い合わせください。
 - 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届けを提出していない事実婚も含む）の所得も判断材料とします。ただし、DV 防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合は対象外。
 - 【預貯金等の資産に含まれるもの】申告対象となる資産をお持ちの方は、証明するための書類を添付する必要があります。
- ※令和 8 年 7 月までは第 2 段階：80.9 万円以下の者、第 3 段階①：80.9 万円超 120 万円以下の者

3 介護保険で利用できるサービス

■ 在宅サービス

要介護1～5、要支援1・2の方が利用できるサービスです。

サービスの種類 (要支援の人が利用するサービス 名は下段に細字で表示)		要介護1～5の方	要支援1・2の方
通所して 利用する	通所介護 (デイサービス) 通所型サービス	通所介護施設で食事、入浴などの 支援や生活行為向上のための支援 を日帰りで行います。	通所介護施設等で日常生活上の支 援などの共通的サービスと、その 人の目標に合わせたサービスを提 供します。(介護予防・日常生活支 援総合事業として利用)
	通所リハビリ テーション (デイケア) 介護予防通所リハ ビリテーション	老人保健施設や医療機関などで、 食事、入浴などの日常生活上の支 援や、リハビリテーションを日帰 りで行います。	老人保健施設や医療機関などで、 日常生活上の支援やリハビリテー ションの共通的サービスと、その 人の目標に合わせた選択的サービ ス(運動機能向上、栄養改善、口 腔機能向上など)を提供します。
	訪問介護 (ホームヘルパー) 訪問型サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、 入浴、排泄、食事等の身体介護や 調理、洗濯などの生活援助を行 います。 通院などを目的とした乗降介助も 利用できます。	利用者が自力では困難な行為につ いて、家族の支援や地域の支援が 受けられない場合、ホームヘルパ ー等によるサービスが利用できる。 (介護予防・日常生活支援総合 事業として利用)
訪問を受けて 利用する	訪問入浴介護 介護予防訪問 入浴介護	介護士と看護師が家庭を訪問し、 浴槽を提供して入浴介護を行いま す。	居宅に浴室がない場合や、感染症 などの理由から施設の浴室が利用 困難な場合などに限定して、訪問 による入浴介護が利用できます。
	訪問リハビリ テーション 介護予防訪問リハ ビリテーション	居宅での生活行為向上のため、理 学療法士や作業療法士、言語聴覚 士が訪問によるリハビリテーショ ンを行います。	居宅での生活行為向上の訓練が必要 な場合に、理学療法士や作業療 法士、言語聴覚士が訪問により短 期集中的なリハビリテーションを 行います。
	訪問看護 介護予防訪問 看護	疾患等を抱えている人について、 看護師が居宅を訪問して、療養上 の世話や診療補助を行います。	疾患などを抱えている人について、 看護師が居宅を訪問して、介 護予防を目的とした療養上の世話 や診療補助を行います。
	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄 養士などが居宅を訪問し、療養上 の管理や指導を行います。	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄 養士などが居宅を訪問し、介護予 防を目的とした療養上の管理や指 導を行います。
居宅での暮らしを支え る	福祉用具貸与 介護予防福祉 用具貸与 ※介護状態等で保険給 付の対象とならない 用具もあります。	日常生活の自立を助けるための福 祉用具(車いす、特殊寝台、床ず れ防止用具、体位変換器、手すり、 スロープ、歩行器、歩行補助つえ、 認知症老人徘徊感知機器、移動用 リフト等)を貸与します。	福祉用具のうち介護予防に資する もの(手すり、スロープ、歩行器、 歩行補助つえ)について貸与しま す。
		※スロープ、歩行器、歩行補助つえの一部は、貸与か購入かを選択することができ ます。	

サービスの種類 (要支援の人が利用するサービス 名は下段に細字で表示)		要介護1～5の方	要支援1・2の方
居室での暮らしを支える	特定福祉用具 購入 特定介護予防 福祉用具購入	入浴や排泄などに使用する福祉用具（腰掛け便座、入浴補助用具、特殊尿器、簡易浴槽、移動用リフトのつり具）の購入費を、年間10万円を上限に、その費用の7割～9割を支給します。	介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費を、年間10万円を上限にその費用の7割～9割を支給します。
	住宅改修費 支給 介護予防住宅 改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、改修費用20万円を上限に、その費用の7割～9割を支給する。事前の申請が必要です。	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、改修費用20万円を上限に、その費用の7割～9割を支給する。事前の申請が必要です。
短期入所 する	短期入所生活 /療養介護 (ショートステイ) 介護予防短期入 所生活/療養介護	福祉施設や医療施設に短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。	福祉施設や医療施設に短期入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。
暮らしをする 在宅に近	特定施設入居 者生活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

■ 施設サービス

要介護1～5の人が利用できるサービスです。

施設に入所する	サービスの種類	要介護1～5の方
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。新規で入所できるのは原則として要介護3以上の方となります。
	介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。
	介護医療院	長期にわたり療養が必要な方が対象で、医療と介護が一体的に受けられます。

■ 地域密着型サービス(原則、印西市に住所を有する人が利用できるサービスです。)

高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、要介護1～5、要支援1・2の人が利用できる、地域ごとのサービス拠点で提供されるサービスです。

住み慣れた地域 での生活を支援	サービスの種類	サービスの内容
	・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や宿泊のサービスを組み合わせて提供できます。
	・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援2の人のみ)	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活をする住宅。
	・地域密着型通所介護 (要介護1～5の人のみ)	定員18名以下の小規模な通所介護です。食事・入浴などの介護・機能訓練を行います。
	・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム) (要介護3～5の人のみ)	定員29名以下の小規模な特別養護老人ホームです。サービスの内容は特別養護老人ホームと同様です。

4 介護保険料について

【決め方】

65歳以上の方の介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額を基に、みなさんの所得に応じて決まります。

$$\text{基準額（年額）} = \frac{\text{市の介護保険サービスにかかる費用の見込み} \times \text{65歳以上の方の負担割合（23\%）}}{\text{市の65歳以上の人数}}$$

所得段階	対 象 者		保険料率	保険料年額
第1段階	本人が住民税非課税の方 （同居世帯全員が住民税非課税の方）	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.285	16,410 円
第2段階		本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 82.65 万円以下の方	基準額 × 0.485	27,930 円
第3段階		本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 120 万円を超え 120 万円以下の方	基準額 × 0.685	39,450 円
第4段階		本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	基準額 × 0.9	51,840 円
第5段階		本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 82.65 万円以下の方	基準額	57,600 円 月額 4,800 円
第6段階	本人が住民税課税の方 （同居世帯に住民税課税者がいる方）	本人の前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 × 1.2	69,120 円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額 × 1.3	74,880 円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額 × 1.5	86,400 円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の方	基準額 × 1.7	97,920 円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の方	基準額 × 1.8	103,680 円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満の方	基準額 × 1.9	109,440 円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が 700 万円以上 800 万円未満の方	基準額 × 2.0	115,200 円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が 800 万円以上 900 万円未満の方	基準額 × 2.1	120,960 円
第14段階		本人の前年の合計所得金額が 900 万円以上 1,000 万円未満の方	基準額 × 2.3	132,480 円
第15段階		本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の方	基準額 × 2.4	138,240 円

【納め方】

- ・年金が年額 18 万円以上の方（特別徴収）
年金の定期支払い（年 6 回）の際に、介護保険料が差し引かれます。
- ・年金が年額 18 万円未満の方（普通徴収）
送付される納付書に基づき、介護保険料を納めます。

【お問い合わせ】

■印西市 高齢者福祉課 介護保険係 TEL 33-4623（直） Fax 40-3881

Ⅵ その他の情報

1 国保年金課のお知らせ（後期高齢者医療制度、国民年金、国民健康保険）

☆後期高齢者医療制度

対象者

- ①75歳以上の方 75歳の誕生日から該当し、手続きの必要はありません。誕生日当日までに資格確認書等を送付します。
- ②65歳以上75歳未満の一定の障がいがある方 申請して認定される場合がありますのでお問い合わせください。

■医療費の一部負担金（窓口支払い）

★現役並み所得者（3割負担）

- ・同一世帯に市民税課税所得（課税標準額）が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯。ただし、2人以上の世帯で年収520万円未満、単身世帯で年収383万円未満の方は、2割となります。

★一般（2割負担）

- ・同一世帯に市民税課税所得（課税標準額）が28万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯。ただし、2人以上の世帯で年金収入＋その他の合計所得金額が320万円未満、単身世帯で年金収入＋その他の合計所得金額が200万円未満の方は1割となります。

★一般（1割負担）

- ・現役並み所得者、区分Ⅰ、区分Ⅱ以外の方。

★区分Ⅱ（1割負担）

- ・世帯員全員が市民税非課税の方（区分Ⅰ以外の方）。

★区分Ⅰ（1割負担）

- ・世帯員全員が市民税非課税の方であり、かつ被保険者本人が老齢福祉年金を受給されている方。
- ・世帯員全員が市民税非課税の方であり、その世帯全員の個々の所得（年金収入は控除額を80,67万円として計算）が0円となる方。

■自己負担限度額（月額）及び入院時の食事代の1食あたり標準負担額（令和8年3月1日現在）

所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	4回目以降※1	入院時の食事代の標準負担額（1食）	
3割	現役並み所得者Ⅲ 課税標準額690万円以上の方		252,600円＋ （総医療費－842,000円） ×1%	140,100円	510円 ※4	
	現役並み所得者Ⅱ 課税標準額380万円以上 690万円未満の方 ※2		167,400円＋ （総医療費－558,000円） ×1%	93,000円		
	現役並み所得者Ⅰ 課税標準額145万円以上 380万円未満の方 ※2		80,100円＋ （総医療費－267,000円） ×1%	44,400円		
2割	一般Ⅱ	18,000円 ※3	57,600円	44,400円		
	一般Ⅰ					
1割	低所得者Ⅱ ※2	8,000円	24,600円		240円	過去1年間の入院が 90日以内の場合
	低所得者Ⅰ ※2	8,000円	15,000円		190円	過去1年間の入院が 90日を超える場合
					110円	

※1 直近12か月以内に3回以上世帯単位の高額療養費が該当となった場合、4回目以降自己負担限度額が減額されます。

※2 マイナ保険証をお持ちでない方は、限度区分が記載された資格確認書を提示することで限度額までの支払いとなります。

手続きに必要なもの⇒資格確認書、本人確認書類

※3 年間（8月～翌7月）の限度額144,000円

※4 ただし指定難病の方は、300円

■給付と手続き

区分	こんなとき	手続きに必要なもの
療養費の支給	やむを得ない理由でマイナ保険証または資格確認書等が使えなかったとき	マイナ保険証または資格確認書等・領収書・診療報酬明細書（病院などが発行したもの）・本人振込先の確認できるもの ※事情をよく審査した上で支払います。
	コルセット、補装具などの治療用装具を作ったとき	医師の証明書・マイナ保険証または資格確認書等・領収書・本人振込先の確認できるもの
葬祭費の支給	被保険者が亡くなったとき	・マイナ保険証または資格確認書等 ・葬祭を行ったこと、葬祭執行者（喪主）を確認できるもの（会葬礼状、葬祭費用の領収書など死亡者名と喪主の氏名が確認できるもの） ・葬祭執行者（喪主）の口座番号、口座名義人の確認ができるもの

■人間ドック・脳ドック検査助成金

- 検査費用の1/2に相当する額を助成します（ただし、当該年度1回のみ）。
- ・助成限度額・・・人間ドック 30,000円 脳ドック 20,000円
 - ・要件…①後期高齢者医療保険料を完納していること
②当該年度に後期高齢者健康診査を受診していないこと
③当該年度に国民健康保険の人間ドック検査費用の助成を受けていないこと、特定健康診査を受診していないこと

【問い合わせ先】印西市 国保年金課 高齢者医療年金係（市役所1階） TEL33-4470（直）

■健康診査

75歳以上の方（65歳以上で一定の障がいのある方で認定された方）に、市はより千葉県後期高齢者医療広域連合から委託され、生活習慣病の早期発見や健康維持・増進のために、年度中に1回健康診査を実施しています。
※病院または診療所に6ヶ月以上継続して入院している方、介護施設に入所している方は、受診することはできません。

【問い合わせ先】

健診の内容・予約について 印西市 健康増進課 健康支援係 TEL33-3795（健診専用ダイヤル）

受診資格・問診票の発行について 印西市 国保年金課 高齢者医療年金係（市役所1階） TEL33-4470（直）

☆国民年金

■国民年金の種類

年金の種類	支給要件
老齢基礎年金	保険料を納めた期間（保険料免除期間などを含む）が10年以上ある方に対して65歳以上から支給されます。
障害基礎年金	保険料の滞納などがない限り、被保険者期間中または20歳前および65歳に達するまでの間に、障害等級表に該当する障害者（1級・2級）になったときに支給されます。
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、年金を受けずに死亡したとき生計を同一にしていた遺族に支給されます。

【問い合わせ先】

印西市 国保年金課 高齢者医療年金係（市役所1階） TEL33-4470（直）

☆国民健康保険

■国民健康保険の医療費

病院などの窓口でマイナ保険証または資格確認書を提示すれば、医療費の一部を負担するだけで医療を受けることができます。年齢などによって自己負担割合が異なります。

年齢	負担割合
義務教育就学前	2割負担
義務教育就学後から70歳未満	3割負担
70歳以上75歳未満	2割負担
70歳以上75歳未満で現役並み所得者	3割負担

■70歳以上75歳未満の人の医療費一部負担金(窓口支払い)

★現役並み所得者(3割負担)

- ・以下の両方に当てはまる方。
①同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方。
②同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計が210万円を超える方。
※ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、2人以上で年収520万円未満、単身で年収383万円未満の場合は、「一般」と同様に2割負担となります。

★一般(2割負担)

- ・現役並み所得者、低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱ以外の方。

★低所得者Ⅱ(2割負担)

- ・同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する方(低所得Ⅰ以外の方)。

★低所得者Ⅰ(2割負担)

- ・同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80,67万円として計算)を差し引いたときに0円となる方。

【問い合わせ先】

印西市 国保年金課 保険税係(市役所1階) TEL33-4462(直)

■70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)及び入院時の食事代の1食あたり標準負担額(令和7年4月1日)

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降	入院時の食事代の標準負担額(1食)	
課税所得	現役並み所得者Ⅲ 690万円以上の方	—	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円	510円 ※3	
	現役並み所得者Ⅱ 380万円以上の方※2	—	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円		
	現役並み所得者Ⅰ 145万円以上の方※2	—	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円		
一般		18,000円 ※1	57,600円	44,400円		
低所得者Ⅱ ※2		8,000円	24,600円	—	240円	過去1年間の入院が90日以内の場合
					190円	過去1年間の入院が90日を超える場合
低所得者Ⅰ ※2		8,000円	15,000円	—	110円	

※1 年間(8月～翌7月)の限度額144,000円。

※2 毎月の医療費が上記の金額を超える場合は申請をして「限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けて下さい。
この認定証を医療機関へ提示することで、限度額までの支払いとなります。
手続きに必要なもの⇒マイナ保険証または資格確認書
マイナ保険証をお使いの方、所得区分「現役並み所得Ⅲ」「一般」の方は申請の必要はありません。

※3 ただし指定難病の方は、300円

【問い合わせ先】

印西市 国保年金課 給付係(市役所1階) TEL33-4464(直)

■70歳未満の方の自己負担限度額(月額)及び入院時の食事代の1食あたり標準負担額 (令和7年4月1日現在)

所得区分	限度額 (3回目まで)	限度額 (4回目以降)	入院時の食事代の標準負担額(1食)	
所得年901万円超	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円	510円 ※2	
所得年600万円超901万円以下	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円		
所得年210万円超600万円以下	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円		
所得年210万円以下	57,600円	44,400円		
住民税非課税世帯 ※1	35,400円	24,600円	240円	過去1年間の入院が90日以内の場合
			190円	過去1年間の入院が90日を超える場合

※1 住民税非課税世帯とは、同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が、住民税非課税の世帯のことです。

※2 ただし指定難病の方は、300円

■給付と手続き

区分	こんなとき	手続きに必要なもの
療養費の支給※	やむを得ない理由でマイナ保険証または資格確認書を持たずに治療を受けたとき	マイナ保険証または資格確認書・領収書・診療報酬明細書(病院などが発行したもの)・世帯主名義の振込口座情報
	柔道整復、はり、灸、マッサージ師などの施術を受けたとき	医師の同意書・施術内容明細書・マイナ保険証または資格確認書・領収書・世帯主名義の振込口座情報
	コルセット、ギプスなどの補装具を購入したとき	医師の証明書・マイナ保険証または資格確認書・領収書・世帯主名義の振込口座情報
その他の給付	国保被保険者が出産したとき(直接支払制度を使用しない場合)	マイナ保険証または資格確認書・領収書・世帯主名義の振込口座情報・直接支払制度を利用していないことを確認できる書類等
	国保被保険者が亡くなったとき	マイナ保険証または資格確認書・亡くなられた方及び葬祭を行った方の氏名が確認できる書類(会葬礼状・領収書等)・葬祭を行った方名義の振込口座情報

※審査機関による審査決定後の支払いとなります。

■その他お知らせ

1 特定健康診査・特定保健指導

40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を実施しています。メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)とその予備群を特定健康診査により発見し、生活習慣改善の必要度に応じた特定保健指導が行われます。これにより、受診者本人に適した指導が受けられます。

2 人間ドック・脳ドック検査助成金

検査費用の1/2に相当する額を助成します。(ただし、当該年度1回のみ)

・助成限度額・・・人間ドック 30,000円 脳ドック 20,000円

・要件…①国民健康保険に加入している40歳以上の方②国民健康保険税を完納していること③人間ドック受検者は、当該年度に特定健康診査を受診していないこと

【問い合わせ先】

印西市 国保年金課 給付係(市役所1階) Tel33-4464(直)

2 市民活動推進課のお知らせ

で 電話de詐欺に注意!

印西市内で、電話^で詐欺(振り込め詐欺)の被害が発生しています。

令和7年中の印西市内における届出は8件、被害額は約5,000万円となっております。
印西警察署では、電話による詐欺を防止するため、市民の皆様にご注意喚起をしております。

(「電話^で詐欺」は、千葉県の振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の広報用名称です)

電話de詐欺は電話de対策!

- ・留守番電話設定
 - ・ナンバーディスプレイ
 - ・警告・通話録音機能付きの電話機の活用
 - ・迷惑電話番号拒否設定
- ※機能はメーカーや製品によって異なります。詳しくはお近くの販売店にお問い合わせください。

詐欺の犯人と直接
話をしない!!



不審な電話、手紙がきたら...

千葉県警察:電話de詐欺(振り込め詐欺)相談専用ダイヤル

ヨ ク シ コ ー ル
0120-494-506

(平日 午前8時30分～午後5時15分)

印西警察署:電話 0476-42-0110

SNS型投資・ロマンス詐欺、特殊詐欺の主な手口

【SNS 型投資・ロマンス詐欺の手口】

・犯人は「有名人による投資の儲け話」や「結婚のための資金調達」など、SNS を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして、関係を深めて相手を信用させることで、金銭等をだましとります。

※SNSで実際に会ったことがない人からお金の話をされたら注意しましょう。絶対に儲かる投資はありません。

【ニセ警察官詐欺の手口】

・電話で「あなたの口座が犯罪に使われている」などと嘘を伝え、SNSなどのビデオ通話で、警察官の服装や偽の警察手帳・逮捕状を見せ信用させ、「捜査のため」として、ネットバンキングなどで口座からお金を振り込ませる。

※警察官はビデオ通話で「取り調べ」などの捜査はしません。

【税務署や市役所職員を名乗った還付金詐欺の手口】

・市役所職員等を名乗り、「医療費(税金)の還付がある」などと言って、被害者にATMを操作させ、被害者の口座から犯人の口座に現金を振り込ませるものです。

※市役所職員等が、「還付金を返すのでATMに行ってください」と言うことはありません。

【架空請求詐欺の手口】

・事業者や裁判所などを名乗った犯人から、有料サイト等の使用料について、「未払の料金があり、今すぐ払わないと裁判になる」などと、ハガキやメールで知らせるなどして、被害者の不安を巧みにあおり、現金を振り込ませたり電子マネーをだまし取ったりするものです。

※未納料金などの支払という名目で、電子マネーを購入させることはありません。

「コンビニで電子マネーを購入」や「コンビニに設置された端末で支払い」という案内は、相手にしないでください。

※身に覚えのない請求に対する支払い義務はありません。

【名義貸しに係る手口】

・株式や社債などの優先購入券
・老人ホーム等の施設入居権
・リゾート会員権優先購入権

などについて、当選し権利があるとだまして名義を貸して欲しいと迫ります。その後、名義貸しは違法行為とおどしてお金を要求してきます。

印西市電話^で詐欺 対策機器貸与事業

自動通話録音機器を
無償で貸与します!!



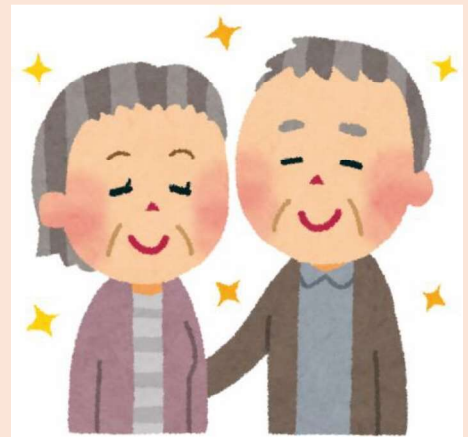
印西市マスコットキャラクター
いんサイズ君



- ★取付簡単
- ★自動録音
- ★自動警告
- ★省スペース

対象

- ・75歳以上の方が居住する世帯
- ・貸与機器が設置できる固定電話を有し、電話機に録音機能が付いていないこと



◎詳細については、市広報・ホームページをご覧ください

お問い合わせ先

〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2

印西市市民部 市民活動推進課 防犯対策係

☎0476-33-4435

市西印



自転車乗車用 ヘルメット 購入費助成金

令和8年1月1日以降に購入したものが対象です。

受付開始は令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

★領収書の発行を購入店等に依頼してください。詳細については、裏面をご覧ください。

ヘルメットの購入単価がわからない領収書では、申請できません。

★窓口での受付は、平日の午前8時30分～午後5時00分(年末年始の市役所閉庁日を除く)です。

※令和8年7月より、平日の午前9時00分～午後4時30分となります。

助成対象者(ヘルメット使用者) ※下記①～④をすべて満たす個人

- ①市内に住所を有している(住民登録している)人
- ②自ら又は同一世帯に属する者がヘルメットを購入していること
- ③市税を滞納していない人
- ④暴力団員ではない人



助成対象のヘルメット

安全基準の認証を受けている
『新品』の自転車乗車用ヘルメット

※未使用品を含む中古品は対象外
※オークション、個人間売買、譲渡
等は対象外

いずれかの認証を受け
ていないと助成対象に
なりませんので、必ず確
認してください！



＜安全基準＞	
SGマーク(一般財団法人製品安全協会の認証)	
JCFマーク((公財)日本自転車競技連盟の認証)	
CEマーク(欧州連合の認証) ※CEマークの自転車用ヘルメットの規格は「EN1078」	
GSマーク(ドイツ製品安全法の認証)	
CPSCマーク(米国消費者製品安全委員会の認証) ※CPSCマークの自転車用ヘルメットの規格は「CPSC1203」	

助成金額

自転車乗車用ヘルメットの購入費用の1/2(100円未満切り捨て)

1人1個当たり上限2,000円

※ヘルメット使用者1人につき1個(回)限り

※装飾品や部品等の費用、購入時のポイント利用、送料、値引き分は除く

※助成金予算額に達した場合は終了



助成金の申請から交付までの流れ



(1) 販売店等で自転車乗車用ヘルメットを購入

※購入の際、販売店等に領収書の発行を依頼してください。
※領収書には、下の「(2) 領収書」に記載する内容の記入をお願いしてください。

(2) 申請書等を郵送又は窓口で市民活動推進課へ提出

※郵送の場合 ➡ 〒270-1396 印西市大森2364-2 市民活動推進課宛て
窓口の場合 ➡ 市役所2階

※申請書兼請求書は、市民活動推進課窓口、市ホームページから入手できます。

※**申請期限：令和9年3月31日(水)まで(期限内必着)。**

注意!

(1) 助成金交付申請書兼請求書(市指定様式)

(2) 領収書(次の内容が記入されているもの)

① 領収日

② 領収金額(ヘルメットの購入単価がわかるもの)

③ 購入店

④ 品名・品番(ヘルメットの購入がわかるもの)

(3) 安全基準の認証が確認できるもの

(4) 振込口座(申請者名義のもの)が確認できる書類
(通帳、キャッシュカード、WEB通帳いずれかの
写し)

(5) 本人確認書類(免許証や個人番号カードの写し)

(2) 領収書

※記入内容を確認してください。

※領収書がない場合は、申請できません。

※内容が不足している場合は、それが確認できる書類等を添付してください。

(3) 安全基準の認証が確認
できるもの

※保証書、取扱説明書、カタログ
の写し等確認できるもの
(認証マークが映っているヘルメットの写真
でも可)

提出書類

(3) 交付決定通知書が郵送で到着

※申請書類を審査の上、申請者に通知書を郵送します。

(4) 助成金が指定口座に振り込まれます

※申請日から概ね2か月後の振り込みとなります。



詳しくは市ホームページをご覧ください!

自転車は、手軽に利用できるとも便利な乗り物ですが、交通ルールを守って正しく走行しないと、加害者にも被害者にもなり得る大変危険な乗り物でもあります。

交通ルールを守って安全に運転することが一番大切ですが、自分を守り、相手を守るため、自転車に乗る時は必ずヘルメットを着用しましょう。また、万が一の事故に備えて、自転車損害賠償保険等にも加入しておきましょう。

自転車を安全に利用しましょう！



みなさんは、**自転車は自動車の仲間**であることを意識して運転していますか？
自転車は、自動車と違い運転免許証がなくても誰でも簡単に運転できる便利な乗り物ですが、自転車も自動車と同じように、**道路交通法**を守って運転しなければなりません。
近ごろは、自転車利用者が増えるとともに、ルールやマナーを守らない人も増えています。
自転車を安心・安全に利用するために、正しい交通ルールやマナーを守り運転しましょう！
千葉県では、令和4年7月1日から「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、自転車保険の加入が義務となりました。まだ加入がお済でない方や、これから自転車を利用される方は、自転車保険に加入しましょう！

自転車安全利用五則を守ろう！

①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

- 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところでは車道通行が原則です。 **罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金**
- ただ車道を走れば良いというものではありません。自転車は車道の左端に寄って走行しなければなりません。 **罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金**
- 歩道を走行するときは、車道寄りを徐行し、歩行者の交通を妨げる可能性がある場合は、一時停止をしなければなりません。 **罰則 2万円以下の罰金又は科料**

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 信号機の指示には必ず従いましょう。また、一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行し、安全確認を忘れずに行いましょう。 **罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金**

③夜間はライトを点灯

- 夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射材）をつけましょう。 **罰則 5万円以下の罰金**

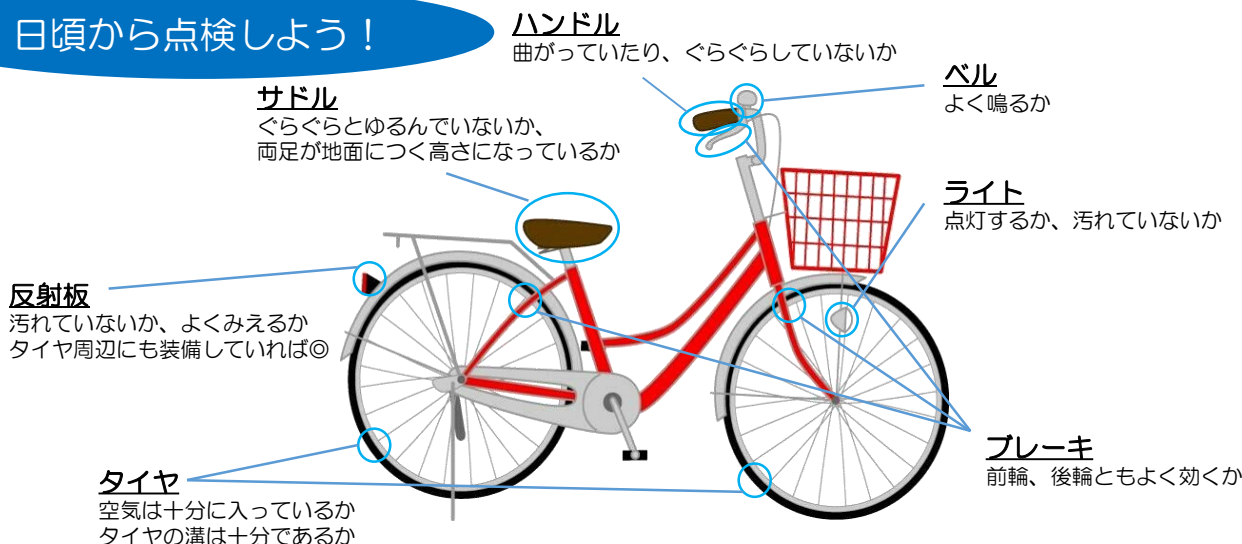
④飲酒運転は禁止

- 飲酒運転は絶対にやめましょう。 **罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金**
- 飲酒運転以外にも…
- 二人乗りや並進はやめましょう。（※「並進可」標識がある場所以外では禁止） **罰則 2万円以下の罰金又は科料**

⑤ヘルメットを着用

- 自転車を運転する際はヘルメットを着用しましょう。
- 13歳未満の子どもに対して、保護者はヘルメットを着用させなければなりません。
（印西市自転車安全・安心利用に関する条例）

日頃から点検しよう！



自転車保険加入状況をチェックしよう！

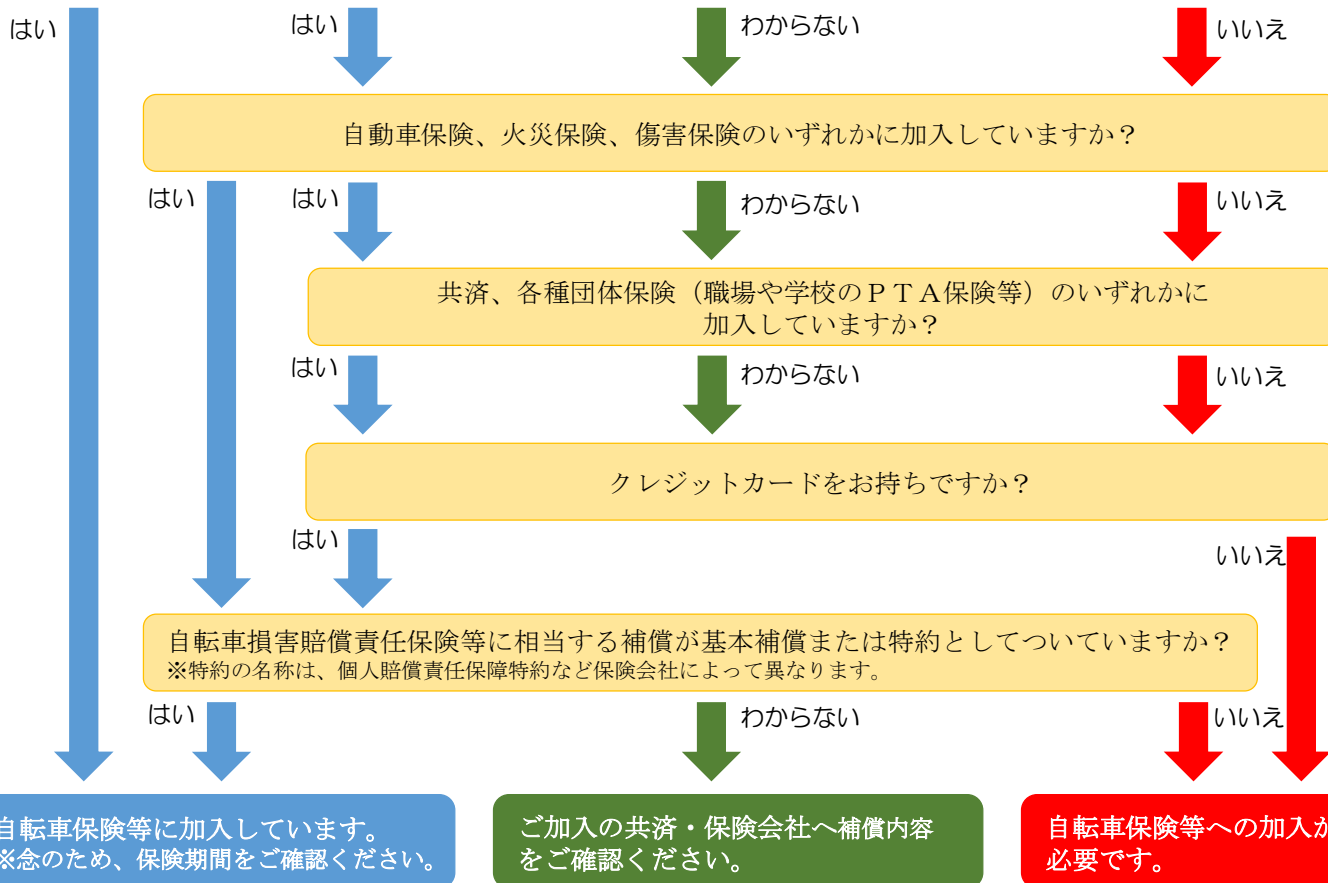
自転車は誰でも利用できる便利な乗り物である一方、事故によって誰もが加害者にも被害者にもなる乗り物です。自転車事故の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るため、加入義務となりました。

自転車事故の
高額賠償事例

9,521万円

※平成25年7月神戸地方裁判所

自転車利用中の事故により、他人をケガさせてしまった場合など、相手の生命または身体の損害を補償できる保険（自転車保険等）に加入していますか？
※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。（但し、点検日から1年以内のものに限る）



印西市では、下記の各社と協定を締結しております。

企業名（五十音順）	相談ダイヤル	ホームページ
損害保険ジャパン 株式会社	サイクル安心コールセンター 03-4590-1519 土日祝日除く 9:00～17:00	https://www.sjnk.co.jp/
東京海上日動火災 保険株式会社	カスタマーセンター 0120-868-100 年末年始除く 9:00～18:00	https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/
明治安田生命 保険相互会社	コミュニケーションセンター 0120-662-332 祝日及び年末年始除く 月～金 9:00～18:00 土日 9:00～17:00	https://www.meijiyasuda.co.jp/

反射材を活用し 交通事故を未然に防ごう！

年末は、1年の中で日没が最も早く、日の出も遅いことから、夕暮れから夜間、早朝における交通事故が増加傾向にあります。特に夕暮れの時間帯は、ドライバーから道路を横断する歩行者や自転車を発見しにくいいため、交通事故が多発しています。ドライバーは、早めのライト点灯やハイビームをこまめに活用し、歩行者は、明るい服装や反射材を身につけ、ドライバーにあなたの存在をいち早く知らせましょう！

外出時の心がけ

- ◆通り慣れた道でも油断せずに外出したら車に十分注意しましょう！
- ◆遠回りでも信号機のある場所や横断歩道を渡りましょう！
- ◆信号が変わりそうなときは、次の青信号まで1回待ちましょう！
- ◆道路横断中は車の動き（特に左からの車）に注意しましょう！

夜歩いて出かけるときは…

- ①目立つ服の着用、反射材を着用しましょう！
- ②明るい道を選んで歩きましょう！
- ③光ってよく見えるように、渡る前は体を動かしましょう！
- ④近づいてくる車に注意しましょう！

夜自転車で出かけるときは…

- ①自転車の側面などに反射材を付けましょう！
- ②明るい場所を選んで走行しましょう！
- ③早めにライトを付けましょう！
- ④安全確認、安全通行を心がけましょう！



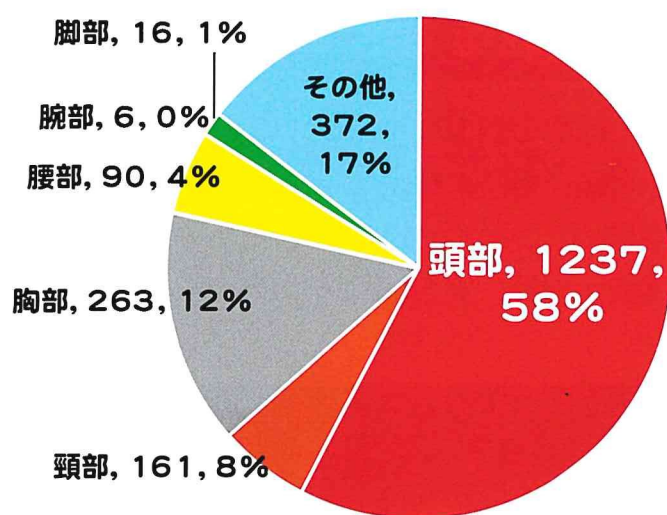
自転車を運転するときは ヘルメットを着用しよう！

市では、「印西市自転車の安全・安心利用に関する条例」により、自転車乗車時のヘルメット着用を努力義務として定めているところではございますが、道路交通法の一部改正により、**令和5年4月1日より全国で自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務**となりました。但し、市条例につきましては、幼児または児童へのヘルメット着用は義務です。

自転車死亡事故の多くは、頭部損傷によるものです。いかに、自分が安全運転を心掛けていても、自分以外の要因で交通事故に巻き込まれる可能性は大いにあります。

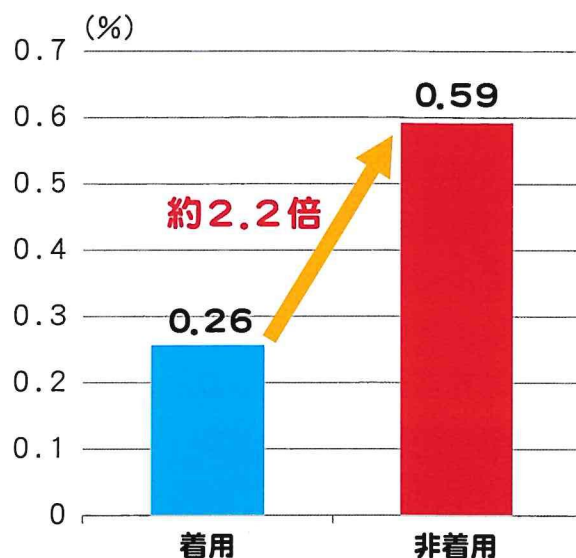
自転車を安全に利用するため、命を守るために自転車乗車時のヘルメットの着用をお願いします。

自転車乗用中死者の人身損傷主部位 (致命傷の部位)



(平成29年～令和3年合計)

自転車乗車中のヘルメット着用 状況別致死率



参考：警視庁ホームページ
頭部の保護が重要です
～自転車用ヘルメットと頭部保護帽～



印西市 市民部
市民活動推進課 市民安全係
T E L : 0476-33-4435

3 消費生活センターのお知らせ

まわりの方々の見守りが、高齢者の
消費者トラブルを防ぎます



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクターイヤヤン

全国の消費生活センター（消費生活相談窓口）では、毎日高齢者を狙った消費者トラブルの相談が数多く寄せられています。その数は年々増加し、高額な被害の相談も相次いでいます。

このような消費者トラブルをくい止めるには、高齢者ご本人が問題意識を高めると共に、ご家族やまわりの方々に日頃から高齢者の様子を気にかけていただき、地域の諸機関と連携して、高齢者を見守ることが必要です。

おかしいな、こまったなと思ったら
一人で悩まず相談しましょう。

印西市消費生活センター

市役所付属棟2階

月曜日～金曜日

9時30分～12時／13時～16時30分

 0476-42-3306

4 社会福祉課のお知らせ

【避難行動要支援者支援制度のお知らせ】



災害発生時の自力避難に不安がある方へ

地震や台風といった災害発生時に、市が小学校や中学校の体育館などに開設する避難所まで自力で避難することに不安がある方（例：日中に独居となるご高齢の方、妊娠中の方、乳幼児、外国人 など）は、市が作成する「避難行動要支援者同意者名簿」への登録をお勧めします。

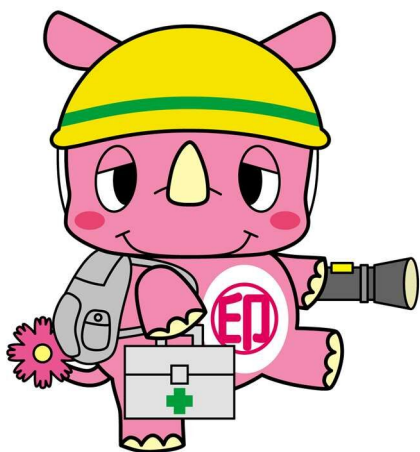
名簿登録すると・・・

お住いの地域の自主防災組織※・町内会等
※・民生委員※や警察・消防など、災害発生時に避難支援を行う方々（＝避難支援等関係者）に名簿情報を提供し、名簿登録者と避難支援等関係者とが協力して避難方法などについての個別の計画を作成するなど、地域における名簿登録者に対する避難支援体制づくりを進めます。また、日頃より、避難支援等関係者による声かけや見守り活動も行われます。

（※協力を得られた場合に限りです。）

名簿登録するには・・・

名簿に登録するには、「平常時における避難行動要支援者名簿の提供同意書」の提出が必要です。次ページの【申請先・相談窓口】にお問い合わせください。



【制度に関するお問い合わせ】

〒270-1396 印西市大森 2 3 6 4 - 2

印西市福祉部社会福祉課厚生係

☎ 0 4 7 6 - 3 3 - 4 5 1 3 （直通）

✉ syafukuka@city.inzai.chiba.jp

平常時における避難行動要支援者名簿の提供同意書

フリガナ			
氏 名	男 ・ 女（※１）		
生年月日	T・S・H・R	年	月 日（満 歳）
住所または居所	〒 印西市		
お住まいの地域の 町内会・自治会等			
お住まいの地域を 管轄する自主防災会			
固定電話番号		携帯電話番号	
F A X 番号		メールアドレス	
避難支援を 必要とする理由	_____		

※１ 戸籍上の区別とは別に、ご自身の主観によりご記入ください。

避難行動要支援者は、印西地区消防組合・印西警察署・避難支援等関係者への平常時からの情報提供に同意することによって、災害発生時における避難行動の際の支援を受けられる可能性が高まりますが、被災状況や災害の規模によっては、支援を受けられない可能性もございます。また、この制度は避難支援を行う者に法的な責任や義務を負わせるものではありません。

上記の内容を理解したうえで、避難の支援や安否の確認及び災害からの救助のために、私の情報（氏名、生年月日、性別、住所または居所、避難支援を必要とする理由、連絡先等）を印西地区消防組合・印西警察署・避難支援等関係者に提供することに同意します。

（あて先）
印西市長

（記入日） 令和 年 月 日

氏 名

（代筆者の住所・氏名・
要支援者との関係）

氏名

住所

間柄

※避難行動要支援者個別計画の作成等のために、避難支援等関係者が訪問調査を実施することがございます。

※自書によることができない場合は、生活支援者（ご家族や日頃のお世話をしてくれている人）による代筆も有効といたします。

◎避難行動要支援者の避難支援

災害が発生した時などに、高齢者や障がいのある方など避難に時間を要する方々の避難支援誘導を迅速かつ的確に行うための制度です。町内会等の地域毎に要支援者の個別計画を作成し、災害発生時の安否確認や情報伝達、可能な範囲内での避難支援だけではなく、日ごろからの見守りを行います。

※詳しくは、次ページ以降の避難行動要支援者支援制度のお知らせ・平常時における避難行動要支援者名簿の提供同意書をご覧ください。

【申請先・相談窓口】

・高齢者の方

福祉部高齢者福祉課生きがい支援係

Tel 0476-33-4592

・乳幼児を保育中の方

健康子ども部子育て支援課支援係

Tel 0476-33-4640

・その他支援を必要とする方

福祉部社会福祉課厚生係

Tel 0476-33-4513

・障がいをお持ちの方

福祉部障がい福祉課支援係

Tel 0476-33-4136

・外国人の方

企画財政部企画政策課政策推進係

Tel 0476-33-4068

・避難行動要支援者制度に関すること

総務部防災課危機管理室

Tel 0476-33-4428

◎災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

市の指定の福祉避難所（市のホームページ参照）に加え、心身に衰えのある高齢者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする方並びに養護者への災害時の安心・安全の確保に向け、福祉避難所として下記市内事業所と協定を結んでいます。

※下記事業所は、災害発生時の状況により、公共施設の避難所のみでは対応しきれない場合などに開設される避難所です。災害時に必ず開設されるわけではないのでご注意ください。

【受け入れ可能な事業所】

法人名	使用施設名	住所	電話番号
社会福祉法人 六親会	特別養護老人ホーム プレーグ本塾	印西市笠神1620	97-0100
社会福祉法人 龍心会	特別養護老人ホーム ハートヴィレッジ	印西市武西1269-1	47-1122
社会福祉法人 昭桜会	特別養護老人ホーム 印西	印西市草深225-5	40-6110
社会福祉法人 晴山会	特別養護老人ホーム 晴山苑	印西市大廻187	99-2522
社会福祉法人 印西地区福祉会	特別養護老人ホーム みどり荘	印西市竜腹寺342-2	80-8800

5 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民の参加による自主的な福祉活動を推進する公共性・公益性の高い社会福祉法人で、住民が安心して暮らせるコミュニティづくりと地域福祉の推進を図っていく組織です。

■社会福祉協議会の主な仕事

◎在宅福祉サービス事業

介護用具貸出事業	車イスを必要な方に貸出します。
ゆうゆうサービス	高齢者や障害者、ひとり親世帯などの日常生活で、家事などにお困りの時、ボランティア精神に基づいた地域住民がサービスを提供する会員制の在宅福祉サービスです。(有償)
ふれあい給食	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、70歳以上の高齢者世帯を対象に、8支部中7支部の地区で月に1度、会食または配食を実施します。(一部負担あり)
ワンコインサービス	高齢者世帯等の日常のちょっとした困りごと(電球交換、ごみ出し、郵便物投函等)にボランティアが対応します。(100円又は500円)。
福祉車両貸出事業	普通車両の乗降が困難な方を抱える家族に対して、車イスごと乗車可能な福祉車両を貸し出します。(1kmにつき30円)

◎介護保険サービス事業

指定居宅介護支援事業	要介護認定を受けた方またはそのご家族が安心して福祉サービスを受けることができるように介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。
指定訪問介護事業(介護予防・日常生活支援総合事業)	介護保険制度に基づくサービスの対象となる方に、必要な生活援助サービスや身体介護サービス等を提供するホームヘルパーを派遣します。

◎障害福祉サービス事業

障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、支給決定を受けた方に対して日常生活が営めるよう生活全般の援助を行います。
--

◎市の委託事業

外出支援サービス	公共交通機関を利用した移動が困難な方を対象に、医療機関や公共機関への外出支援を行います。(P6参照)
介護支援ボランティア制度	介護支援ボランティアで活動する方の登録受付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理等を行います。(P11参照)
視覚障害者支援事業	視覚が不自由な方や高齢のために読むことに不自由されている方に、広報「いんざい」等を音訳(音声)したCDの貸出しを行います。
生活困窮者自立支援事業	暮らし、仕事、生活費など生活していく上で、困っていることや悩んでいることについて、相談支援員が相談に応じ、寄り添って支援します。 【窓口】いんざいワーク・ライフサポートセンター 印西市大森2564-140 専用電話:85-8267
生活支援体制整備事業	地域における生活支援サービスの提供体制を整備するため、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の開発、多様な主体による多様なサービスの提供体制やネットワークを構築します。
成年後見推進事業 (成年後見支援センター)	成年後見制度の利用を促進することを目的に、出前講座や講演会等による周知啓発、相談対応、相談会の開催や申立てに関する支援、市民後見人の養成や支援を行います。

◎法人後見事業

法人後見事業	認知症、知的障がい及び精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の後見人等を法人として受任することにより、被後見人等の財産管理、身上監護を行います。
--------	--

◎貸付事業

生活福祉資金 (実施主体：千葉県社会福祉協議会)	障がい者等福祉用具購入費、療養・介護等の資金として、比較的所得が少ない世帯や障がい者・高齢者並びに離職者の生活向上のため、低金利で資金を貸し付け。利用目的により限度額・返済期間が変わります。
不動産担保型生活資金 (実施主体：千葉県社会福祉協議会)	一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯の自立を支援するため、生活資金を貸し付けします。
小口資金貸付	低所得世帯対象の小口資金貸付です。民生委員の意見書が必要です。

◎日常生活自立支援事業

福祉サービス利用援助、 財産管理・保全サービス	高齢や障がいで日常生活に不安のある方に、福祉サービスの手続き援助や、公共料金の支払い代行、通帳・権利書等の保管サービスを行います。
----------------------------	---

◎社会福祉協議会支部事業

市内を8つの地域に分けて支部を設置し、それぞれの地域性を活かし、地域の方々が地域の団体等と連携して事業を行っています。(令和7年度実施事業)

木下支部	木下茶友会、バスハイク、木下小学校児童との交流(昔あそび、クリーン活動)、ふれあい給食、木下小児童下校時見守り活動
小林支部	すずかけの会、地域見守り活動、さくら会食会、昔あそび体験会
大森・永治支部	ひまわり会食会、ひまわりサロン、バスハイク、ふれあい給食、子ども食堂、学習支援、地区交流会、大森小学校とのクリーン大作戦
船穂・そうふけ支部	ふれあいサロン、ふれあい交流会、ふれあい給食、小学校世代間交流(花壇整備)、小学校見守りパトロール、子どもモルック大会
ニュータウン中央北支部	よつば茶房、ふれあい麻雀教室、地域住民向けの研修会、健康講座(モルック)、小倉台小学校・木刈小学校昔あそび、木刈中学校との交流(防災について・浴衣着付け)・よつばふれあいの会
ニュータウン中央南支部	だんだんランチ、健康麻雀、講演会の開催
印旛支部	サロン「ほっと」、サロン「いにはの」、ほっこり会食会、バスハイク、健康麻雀教室、買物バスツアー、ふれあい給食、いには野イルミネーション
本埜支部	バスハイク、買い物支援バス、みんなのカフェ、ふれあい給食、しあわせ農園、もとの応援米(生活困窮世帯への支援)、WiSH(生理の困窮への対応)、健康マージャン

◎心配ごと相談…毎週水曜日(祝日・年末年始を除く)、午前10時～12時、午後1時～3時。

◎ボランティアセンター(TEL 42-0294。毎週月曜日～金曜日・午前9時～午後4時)

ボランティアをしたい方、ボランティアを頼みたい方の調整や各種養成講座の開催など。

【お問い合わせ】

■印西市社会福祉協議会(印西市木下南2-10-6)

TEL 42-0294 Fax 42-0338 ホームページ <https://www.inzaishakyo.jp/>

6 成年後見制度に関する事業

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分でない方の権利を守るために、成年後見人等が本人に代わって財産を管理したり、福祉サービスの契約を締結したりすることによって、本人を支援する制度です。

< 印西市成年後見支援センター >

印西市成年後見支援センターは、成年後見制度に関する相談窓口です。

<概要>

成年後見制度に関する相談、周知・啓発活動、申立て支援、市民後見人の養成・支援等を行っています。

【所在地】：印西市木下南2-10-6

【開所時間】：8時30分～17時15分(土日祝日・年末年始は休み)

【電話】：0476-42-0294

<相談会>

成年後見制度に関することや手続きについて、弁護士や司法書士が無料で相談を受ける相談会を開催しています。

【対象者】：市内在住又は在勤の人 【相談時間】：1組45分程度

【定員】：各回2組(要予約)

【申込先】：印西市成年後見支援センターまでお電話ください。



成年後見相談会日程表

開催日		会場		時間
令和8年 5月	26日(火)	コスモスパレットⅡ	3階 会議室A	①13:30～ ②14:30～
6月	23日(火)	原山サザンプラザ	集会室1	
7月	28日(火)	コスモスパレットⅡ	3階 会議室A	
8月	25日(火)	本埜公民館	団体研修室4	
9月	29日(火)	コスモスパレットⅡ	3階 会議室A	
10月	27日(火)	印旛公民館	第1研修室	
11月	24日(火)	コスモスパレットⅡ	3階 会議室A	
12月	22日(火)	そうふけ公民館	会議室	
令和9年 1月	26日(火)	コスモスパレットⅡ	3階 会議室A	
2月	16日(火)	小林コミュニティプラザ	集会室3	
3月	16日(火)	コスモスパレットⅡ	3階 会議室A	

成年後見制度利用支援事業

成年後見人等の報酬の助成を行っています。対象者は、所得が不十分で成年後見人等への報酬を支払うことが困難な方です。報酬助成の要件や助成の上限額等がありますので、ホームページでご確認いただくか下記へお問い合わせください。

申請書はホームページからダウンロードできます。

【問合せ先】

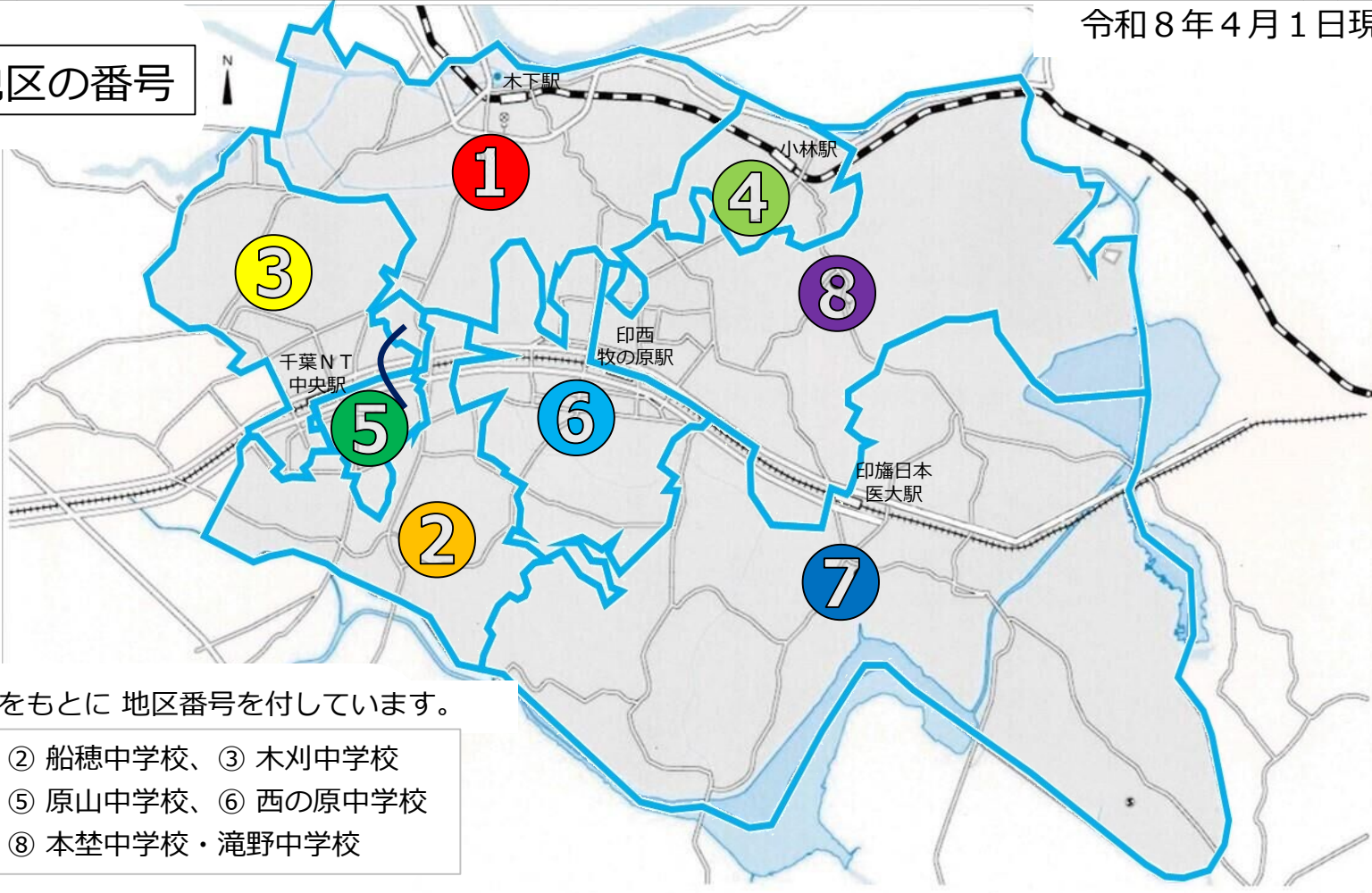
相談窓口	所在地	電話番号	FAX
高齢者福祉課 包括支援係	大森2364-2 (市役所1階)	33-4593 (直)	40-3881

地区	名 称	電話番号	所在地	診療科目	休診日	備考	小児	土PM	日	祝
①	安孫子内科胃腸科クリニック	4 2 - 2 6 4 9	大森 3 4 1 7 - 2	内科、胃腸科	水・日・祝 土の午後					
	大久保メディカルクリニック	3 3 - 7 1 2 0	鹿黒南 3 - 2 - 6	内科、消化器内科、内視鏡内科、肝臓内科、循環器内科、整形外科、リハビリテーション科	日・祝 土の午後					
	皮膚科伊藤医院	4 2 - 2 6 4 5	木下 1 5 0 9 - 4 5	皮膚科	木・日・祝 火・金の午前 土の午後					
②	岩井内科クリニック	4 6 - 7 6 6 5	高花 5 - 1 - 1	内科、胃腸科、循環器科	水・日・祝 金・土の午後	※電話予約制				
	斉藤おとな&こども眼科クリニック	4 7 - 0 3 0 3	高花 5 - 1 - 3	眼科	日・祝 木・土の午後					
	すこやか内科クリニック印西	3 3 - 6 5 8 5	戸神 6 0 4 - 1 6	一般内科、糖尿病内科、腎臓内科	月・日・祝 土の午後					
③	木刈クリニック	4 6 - 8 7 0 7	木刈 4 - 3 - 2	内科、胃腸科、外科	火・日・祝 木・金・土の午後					
	コスモス皮膚科	4 7 - 0 0 1 1	中央北1-1（APOLLO PLANT MALL 2F）	一般皮膚科、小児皮膚科、アレルギー科、美容皮膚科、形成外科	祝、木の午前 火曜（第2・4週） 日曜（第2・4週）	※休診日は学会で変更あり	▲	▲	▲	
	斉藤おとな&こどもクリニック	4 7 - 0 0 9 9	木刈 4 - 3 - 4	外科、胃腸科、肛門科、整形外科、リハビリテーション科、内科、皮膚科	金・祝 木・日の午後			●	▲	
	すずき小倉台医院	4 7 - 3 7 6 6	小倉台 4 - 1 2	内科、呼吸器内科、小児科、アレルギー科	水・日・祝 土の午後		●			
	千葉ニュータウン駅前こどもクリニック	8 5 - 5 5 1 1	中央北1-1（APOLLO PLANT MALL 2F）	小児科、アレルギー科	日・祝		●	●		
	千葉ニュータウン駅前耳鼻咽喉科クリニック	4 0 - 1 1 3 3	中央北1-1（APOLLO PLANT MALL 2F）	耳鼻咽喉科、アレルギー科、小児耳鼻咽喉科	日・祝			●		
	千葉ニュータウン駅前つかだクリニック	4 8 - 2 0 0 0	中央北1-1（APOLLO PLANT MALL 2F）	内科、乳腺外科、消化器内科	水・祝 日（第2週を除く）			●	▲	
	千葉ニュータウン整形外科リハビリテーションクリニック	8 5 - 7 4 3 0	中央北1-1（APOLLO PLANT MALL 2F）	整形外科、リハビリテーション科	日・祝			●		
	千葉れいわ眼科	8 5 - 6 5 0 2	中央北3-2（イオンモール千葉ニュータウン2F）	眼科	水（祝日の場合は全日休診） 木の午後（祝日の場合は全日休診）			●	●	
	豊田眼科	4 7 - 4 7 1 4	中央北1-1（APOLLO PLANT MALL 2F）	眼科	水・日・祝			●		
	北総メンタルクリニック	—	中央北1-1（APOLLO PLANT MALL 2F）	心療内科、精神科 ※お問い合わせはクリニックのホームページを確認	水・日・祝 火の午後			●		
	ラーバン駅前クリニック	3 6 - 5 1 9 6	中央北2-1-3（サンクタス千葉ニュータウン中央1F）	一般内科、循環器内科、頭痛外来、糖尿病・内分泌代謝内科、脳神経外科、泌尿器科、AGA(薄毛対策)	日・祝 土の午後					
	千葉ニュータウンレディースクリニック	4 7 - 2 2 2 7	中央北2-1-3（サンクタス千葉ニュータウン中央1F）	産科、婦人科	日・祝			●		
	④ 牧の里クリニック	9 7 - 1 3 2 1	小林北 2 - 6 - 1 4	内科、小児科	水・日・祝 土の午後		●			
⑤	印西花の丘整形外科	9 4 - 7 1 1 1	中央南 1 - 4 - 3	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科、放射線科	年末年始（12月30日～1月3日）			●	●	▲
	内野診療所	050-3185-1691	内野 1 - 5 - 5	内科、循環器内科、小児科、皮膚科	水・土・祝		●		●	
	キャップスクリニック千葉ニュータウン中央	3 6 - 7 2 7 5	中央南1-8（千葉NT中央駅前センタービル1F）	小児科	なし		●	●	●	●
	千葉ニュータウン駅前腎クリニック	3 7 - 3 0 0 0	中央南1-8（千葉NT中央駅前センタービル1F）	内科、腎臓内科、人工透析内科	日・祝 火・木・土の午後					
	千葉ニュータウンクリニック	4 6 - 4 7 4 4	内野 1 - 5 - 1	外科、胃腸科、整形外科、泌尿器科、肛門科、内科	木・日・祝 月・火・水・金・土の午後					
	千葉ニュータウンサザンクリニック	8 5 - 4 7 4 4	中央南 1 - 7 - 4	内科、血液内科、胃腸内科、消化器内科、内視鏡内科	木・日・祝 土の午前			●		
	千葉ニュータウン中央ヒフ科クリニック	9 4 - 5 8 0 5	中央南2-2-1（フォルテ千葉ニュータウン2F）	皮膚科、小児皮膚科、アレルギー科、美容皮膚科	水・木		▲	▲	●	▲
	みらいウィメンズ駅前クリニック	4 0 - 1 2 0 3	中央南1-1-1（千葉NT中央南口ビル1F）	産科、婦人科	日・祝			●		
⑥	いんざいさくらクリニック	8 5 - 4 7 0 0	原 1 - 2（ビッグホップ内）	内科、小児科、訪問診療、腎臓内科、人工透析	火・土・日・祝 ※人工透析は火・土・祝休みなし		▲			
	印西循環器内科クリニック	3 3 - 6 0 9 1	草深 2 5 0 4 - 8	内科、循環器内科	水・日・祝 土の午後					
	いんざい腎・泌尿器科クリニック	3 7 - 7 7 8 1	西の原 5 - 1 1	泌尿器科	日・祝 火・土の午後					
	いんざい整形外科クリニック	8 5 - 8 0 0 1	西の原 5 - 1 2 - 2	整形外科、リハビリテーション科	土・日・祝					
	いんざい糖尿病・甲状腺クリニック	3 7 - 8 9 9 1	西の原 5 - 1 2 - 1（印西医療クリニックビル2F）	内科、糖尿病内科、甲状腺内科、内分泌内科、代謝内科	日・祝 土の午後 火（第1・3・5週）					
	スマイル心療内科クリニック	8 5 - 5 0 0 1	牧の原 3 - 4 - 3 0	心療内科、精神科、一般内科	日			●		▲
	清宮クリニック	3 3 - 3 0 7 7 47-7600[予約]	西の原 3 - 1 2 - 1	内科、循環器内科、呼吸器内科	木・日・祝	※電話・WEB予約制		●		
	千葉新都市ラーバンクリニック	4 0 - 7 7 1 1	草深 1 3 8	脳神経外科・頭痛外来、脳神経内科、泌尿器科、内分泌代謝内科（糖尿）、循環器科、消化器科、リハビリテーション科、脊椎・骨粗しょう症外来、総合診療科	日・祝 夏季・年末年始 土の午後					
	千葉北総内科クリニック	4 0 - 7 4 3 1	草深 2 2 2 1 - 3	内科、人工透析内科、腎臓内科	火・日・祝 木・土の午後					
	つちや耳鼻咽喉科医院	4 7 - 3 3 8 7 050-5533-8724[予約]	草深 1 2 0 3 - 1 0	耳鼻咽喉科	木・日・祝			●		
	奈良整形外科	4 6 - 9 0 1 1	草深 1 2 0 4 - 4	整形外科	日・祝 ※木は往診のみ			●		

								●診療可:▲要確認			
地区	名 称	電話番号	所在地	診療科目	休診日	備考	小児	土PM	日	祝	
6	印西そよかぜ内科・呼吸器内科	37-6700	西の原5-12-1（印西医療クリニックビル1F）	内科、呼吸器内科	日・祝 火・土の午後						
	はぐくみBaby & Kidsクリニック	85-6492	西の原5-12-2	小児科	木・日・祝 土の午後		●				
	牧の原いとうクリニック	47-5011	原4-1	内科、小児科、外科、 神経外科、神経内科	水・日・祝		●	●			
	牧の原眼科クリニック	37-3020	牧の原1-3（牧の原モア内）	眼科	火・日・祝 土の午後						
	牧の原なのはな耳鼻咽喉科	45-1187	草深2220-31	耳鼻咽喉科、アレルギー科	木 土の午後				▲	▲	
	マハナレディースクリニック	37-5812	原1-2（ビッグホップ内）	産婦人科	木・祝	※電話・WEB 予約制		●	●		
	みらいウィメンズクリニック	40-1200	原4-2-2	産婦人科、麻酔科	日 祝（不定期）			●		▲	
7	DKスポーツ&整形クリニック	98-1711	平賀3780	リハビリテーション科、 整形外科	木			▲	▲	▲	
	いしばし内科クリニック	80-5180	鎌苅2092-1	内科、循環器内科、小児科	木・日・祝 土の午後		●				
	亀谷アイクリニック	94-5130	鎌苅2004-12	眼科（主に手術専門）	土・日・祝 金の第2・4午後						
	西佐倉印西病院	99-0261 99-0262 99-0406	岩戸1844-10	精神（神経）科、神経内科、内科	日・祝			●			
	つがねさわ医院	80-3616 80-3622[予約]	平賀1870-3	内科、神経内科、糖尿病・内分泌内科、 消化器内科	水・日・祝 土の午後	※予約制					
	日本医科大学千葉北総病院	99-1111	鎌苅1715	循環器内科、脳神経内科、腎臓内科、 血液内科、糖尿病・内分泌代謝内科、 消化器内科、呼吸器内科、小児科、 放射線科、メンタルヘルス科、皮膚科、 外科・消化器外科、乳腺科、心臓血管外科、呼吸器外科、脳神経外科、 整形外科、眼科、女性診療科・産科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、麻酔科、 形成外科、リハビリテーション科、緩和ケア科	日・祝 年未年始（12月30日～1月4日） 創立記念日（4月15日またはその振替日）		●	▲			
8	あんべこどもクリニック	80-9611	竜腹寺350-2	小児科、アレルギー科	祝 日（第2・4・5週）		●	●	▲		
	ばんどうクリニック	37-8877	竜腹寺349-1	内科、内視鏡内科、外科、 消化器内科、肝臓内科、肛門外科	日・祝 土の午後	※時間帯 予約制有り					
	ふじた皮フ科医院	80-8081 050-5893-8052[予約]	竜腹寺350-2	皮膚科	水・木・日・祝 土の午後	※完全予約制					
	もとの金城クリニック	97-7333	竜腹寺350-2	内科、循環器科	水・日・祝 土の午後						
	印西総合病院	33-3000	牧の台1-1-1	婦人科、小児科、小児外科、内科、 整形外科、外科、リハビリテーション科、皮膚科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、 脳神経外科、総合内科、眼科、形成外科、心臓血管外科	日・祝 各方面無料送迎バス⇒			●	●		

令和8年4月1日現在

地区の番号



※ 中学校通学区域をもとに 地区番号を付しています。

① 印西中学校、② 船穂中学校、③ 木刈中学校
④ 小林中学校、⑤ 原山中学校、⑥ 西の原中学校
⑦ 印旛中学校、⑧ 本埜中学校・滝野中学校

印西市内の医療機関

◆この一覧は、印西市ホームページ上での公開について、医療機関の了解を得られたものに限って表示しております。
◆診療日、診療時間（特に午後）は、急に変更される場合もありますので、受診前に電話確認をお勧めします。

●診療可：▲要確認

地区	名 称	電話番号	住所	休診日	土 PM	日	祝
①	いんざい歯科医院	4 2 - 0 6 4 8	木下 1 6 3 2	木・日・祝	●		
	印西森のはいしゃさん	3 6 - 8 8 8 2	鹿黒南 3 - 4 - 8 1	木・祝	●	●	
	うちだ歯科	3 6 - 7 8 8 7	大森 2 4 5 4 - 3	木・日・祝	●		
	大越歯科医院	4 2 - 2 0 9 7	大森 4 4 7 0 - 1 4	木・日・祝	●		
	きおろし歯科	4 2 - 7 8 8 1	木下 6 9 8	日・祝 月・火・水・木・金・土の午後			
	コスモス三国歯科	4 2 - 0 0 0 8	大森 2 5 5 2 - 9	木・祝	●	●	
②	高花歯科クリニック	4 6 - 8 2 4 1	高花 5 - 2 - 1	木・日・祝	●		
	ほりえ歯科医院	4 6 - 8 8 8 9	結縁寺 5 2 5 - 3	木・日・祝	●		
③	印西歯科クリニック	4 8 - 1 1 8 6	中央北 3 - 1 - 1 (イオンモール イオン棟3F)	水・日・祝	●		
	グリーン歯科	4 2 - 0 8 7 7	小倉 6 8 3 - 4	水・日・祝	●		
	クローバー歯科	4 7 - 1 3 1 3	小倉台 4 - 1 1	水・日・祝	●		
	ココロデンタルクリニック	4 6 - 7 7 1 1	武西学園台 1 - 3 - 6 5	日・祝	●		
	千葉ニュータウン河合歯科矯正歯科	4 0 - 0 0 4 0	中央北 1 - 4 6 9 (アルカサール2F)	水・祝 土 (第2・4週)	▲	●	
	千葉ニュータウンごう歯科クリニック	2 9 - 5 5 8 1	泉野 1 - 1 4 4 - 6 (ベイシア千葉ニュータウン店内)	月 日 (毎月最終日曜)	●	▲	●
	千葉ニュータウン中央つきのわ歯科	3 7 - 8 4 5 6	中央南 2 - 2 - 1 (フォルテ千葉ニュータウン2F)	水・日	●		●
	千葉ニュータウン中央ひの歯科	8 5 - 8 3 8 8	中央北 1 - 1 (APOLLO PLANT MALL 2F)	日・祝	●		
④	大沢歯科医院	9 7 - 6 4 3 1	小林北 5 - 1 - 2	木・日・祝 水 (不定期)	●		
	川村歯科医院	9 7 - 1 0 0 1	小林浅間 1 - 3 - 7	木・日・祝 土の午後			
	杉田歯科医院	9 7 - 2 2 2 0	小林北 2 - 2 - 1	木・日・祝	●		
	千葉ニュータウンデンタルクリニック	4 6 - 5 0 1 1	内野 1 - 5 - 2	木・日・祝	●		
⑤	宮本歯科医院	4 5 - 0 7 7 7	原山 1 - 7 - 3	木・日・祝	●		
	ユキ・デンタルクリニック	4 7 - 0 4 1 8	原山 2 - 1 1	祝 木・金・土・日の午後		▲	
	いいづか歯科クリニック	4 7 - 1 1 7 9	草深 2 4 1 9 - 9	木・日・祝	●		
⑥	印西牧の原歯科	3 6 - 8 9 9 1	原 1 - 1 - 7	日・祝	●		
	おがわ歯科	3 3 - 3 1 9 0	草深 2 3 3 0 - 2	火・日・祝	●		
	ガーデンモール印西歯科	4 8 - 2 1 1 8	原 1 - 2 (ビッグホップ内)	水 日の午後	●	▲	●
	かめだ歯科医院	4 7 - 1 4 4 1	草深 2 5 9 - 1 4	水・日・祝	●		
	鈴木歯科クリニック	3 3 - 6 9 9 0	西の原 2 - 2 - 1	水・祝	●	▲	
	千葉ニュータウンおとなこども歯科	3 7 - 7 9 5 0	牧の原 2 - 1 (ジョイフル本田千葉ニュータウン店2F)	日・祝	●		
	西の原歯科クリニック	4 6 - 1 8 1 8	西の原 3 - 1 1	木・土・祝		●	
	のぎき歯科クリニック	3 3 - 7 2 9 4	草深 1 6 1 8 - 1 6	日・祝	●		
	牧の原モアはとがい歯科	3 7 - 8 0 8 0	牧の原 1 - 3 (牧の原モア内)	日 月 (不定期)	●		●
	もとうち歯科医院	4 6 - 8 4 1 1	草深 2 0 5 - 4	水・日・祝	●		
⑦	いだいまえ歯科医院	8 0 - 5 5 8 5	鎌苅 2 0 9 2 - 1	木・日・祝	●		
	印旛日本医大前佐藤歯科	9 8 - 0 4 0 3	若萩 3 - 1 9 - 1 0	木・日・祝	●		
	日本医科大学千葉北総病院	9 9 - 1 1 1 1	鎌苅 1 7 1 5	日・祝・年末年始 (12月30日～1月4日) 創立記念日 (4月15日またはその振替日)	▲		
⑧	FM歯科クリニック 印西牧の原	3 7 - 6 4 7 6	滝野 3 - 1 (フォレストモール印西牧の原)	木・祝	●	●	
	滝野歯科医院	8 0 - 9 5 1 1	滝野 2 - 1 - 3	木・日・祝	●		

令和8年4月1日現在

千葉県救急告示病院（印西市）

印西総合病院 休日・夜間救急外来について

印西総合病院は、休日・夜間における救急外来を行っています。医師が輪番制で対応しているため、受診を希望される際は必ず事前にご連絡（0476-33-3000）ください。詳しくは印西総合病院ホームページ「外来のご案内」をご覧ください。



日本医科大学千葉北総病院 休日・夜間救急外来について

日本医科大学千葉北総病院は、休日・夜間における救急外来を行っています。受診を希望される際は、事前にご連絡（0476-99-1111）ください。詳しくは、日本医科大学千葉北総病院ホームページ「休日・夜間の救急外来」をご覧ください。



かかりつけ医を持ちましょう

「かかりつけ医」とは、あなたや家族の病気、健康に関するさまざまな相談が気軽にできる身近な医師のことです。
自宅や職場からアクセスしやすい医療機関や、話しやすい、自分に合うと感じる医師から「かかりつけ医」を持つことを推奨します。



印西市 健康子ども部
健康増進課

印西市ホームページ

